

平成14年12月11日(水曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成14年12月第4回定例会

議事日程第3号

第4回定例会

平成14年12月11日(水)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成14年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成14年12月11日(水)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答弁者
9	生活排水処理計画について	下水道整備計画区域外の整備手法について 下水道整備計画区域内の幹線より低地やその他の障害などで整備しにくい地区への対策と救済方法について 合併浄化槽設置に対する補助制度の改善について	2番 松田 孝	市長
10	下水道の汚泥処理計画について	下水汚泥の有効利用を推進するための県下水汚泥処理総合計画を策定中と聞く。当市の基本的な考え方について		市長
11	情報通信格差是正事業の推進について	地区住民の声を緊急対策として協議の対象にのせるための要望を県や事業者提出すべきことについて		市長
12	図書館の役割について	行政資料の収集保存について	19番 松田 伸一	教育委員長
13	学校教育について	小学校学区の再編成について		教育委員長
14	都市政策について	都市計画の課題について	17番 川越 孝男	市長
15	土木行政について	市道、側溝整備等のあり方について		市長
16	行政一般について	生活排水処理施設整備計画について 市民に開かれた市政運営について	18番 内藤 明	市長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一般質問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 9 番、10 番、11 番について、2 番松田 孝議員。

〔2 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告した内容に関係ある多くの市民を代表し、市長に質問いたします。

最初に、通告番号 9 番、生活排水処理計画について、とりわけ寒河江市の下水道整備事業にかかわって、その手法について伺います。

御存じのように、高度経済成長に伴い自然は壊され、川の上流から流れてくるのは大量の生活污水や空き缶、ビニールばかりなどです。特に、生活雑排水には合成洗剤や油などが各家庭から排出されることで、下流の住民や漁業者にとっては、排出ごみが堆積し、環境悪化が急速に進みました。

こうした状況は急速に全国に広がり、新聞には、「昔は清流と言われた川も、今は巨大な下水道」と見出しを書いた新聞社もありました。このまま無知・無関心で過ごすならば、重大かつ取り返しのつかない害を後世に残すこととなります。また、他の生物と共存ができなくなり、やがては私たちの生存も不可能になるとさえ言われました。

この状況から環境を改善するために、昭和 50 年代から清流保全を目的に、県内では最上川流域下水道整備事業が最初に開始されたと聞いております。本市においても、公共下水道事業は昭和 52 年に中心市街地を皮切りに着手し、その後、昭和 58 年 10 月 1 日に処理場が供用開始され、順次整備が行われてきました。

平成 8 年 9 月に策定された生活排水処理基本計画によれば、都市計画区域を初め下水道整備区域は公共下水道を順次整備を進めていくとしています。また、計画の中で、整備手法として四つの事業を取り入れるとしています。

一つは公共下水道事業、二つ目は特定環境保全公共下水道事業、三つ目に農業集落排水事業、そして合併処理浄化槽設置整備事業をそれぞれの地域に合わせ、それぞれの手法で生活排水処理整備を実施していくとしています。このことを受けて、下水道整備計画区域外の地域及び下水道整備区域内のうち整備が後年度になる地域を限定して、平成 12 年度から合併処理浄化槽設置整備事業が開始されました。

ところが、この事業の中に、下水道整備区域外の田代・幸生を含めて事業区域としました。基本計画では、両地区は農業集落排水事業の位置づけをしており、この手法も後年度の計画になるのか、先が全く見えないままに事業が先送りされたのではないかと疑問を感じています。

また、現在の合併処理浄化槽設置整備事業そのものの目的が関係住民に全く理解されておらず、一般的な補助金制度と考えている住民が多くいます。このため事業だけがひとり歩きして、地域住民は何もわからずに、一方的にこれらの手法を選択させられています。

問題は、整備計画に示された整備手法や整備スケジュールについては、これまで地域住民に全く知らされずに、施工直前になってからの地元説明会を実施しているのが現状です。地域住民は、自分たちの集落の下水道整備計画の目標と手法についてどうなるのか不明のまま他の事業が先行して行われていても、将来どちらを選択すれば有利か、また経費負担がどうなるのかも判断できないでいます。

整備手法については、地域住民と協議をする場を設け、他事業との比較や将来の維持管理などについて説明をして、住民の総意で整備手法を決定するのが本来のやり方ではないでしょうか。

そこで市長に伺います。

第 1 点目は、現在、認可を受けている事業計画期間は平成 14 年度までとなっており、平成 15 年度以降の下水道整備計画については、今年度中に変更認可の申請が行われることで先般、建設委員会の協議会に変更認

可の整備計画が示されましたが、下水道整備区域外については全く示されませんでした。

平成 11 年 3 月に策定された寒河江市生活排水処理基本計画に示された下水道整備計画区域外の生活排水処理施設の整備手法について、当面は合併処理浄化槽設置整備事業で対応していくとしているが、その前段に農業集落排水施設の対象地区として田代・幸生地区を位置づけしているが、農業集落排水方式について、具体化に向けてどのような検討を行っているのか伺いたいと思います。

2 点目は、今後、下水道整備も西部地区など周辺集落の整備が行われることで、地理的な条件で下水道整備が困難ではないかと予測して不安を抱えている地区住民がいます。例えば、下水道整備区域内において、道路幹線より極端に低地の住宅地に住む方などがあります。整備しにくい地域への新たな整備計画として、実情を考慮した生活排水処理計画をつくり、関係住民に早い時期に整備手法を示すべきと考えます。これらの対策や救済方法について、市長の見解を伺いたいと思います。

3 点目に、公共下水道が後年度になる地域や整備区域外を対象として、平成 12 年度から合併処理浄化槽設置に対する補助制度が設けられました。しかし、制度利用状況は、12 年度 28 基、13 年度 24 基、14 年度 15 基で、15 年度は 15 基を予定しており、年ごとに利用者が減少しています。

その理由として考えられるのは、設置希望者が、実施予定年度の前年度 10 月までに申し込みをしないと補助金が受けられない制度になっていること、また一方では、合併処理浄化槽を設置をしても、補助金を受けない住民が出てきています。その理由として、補助金を受けることで、手続の複雑さや工事費が割高になるなどの問題が起きています。これらの問題について改善を求めている地域住民がいます。

このような中で、合併処理浄化槽の施設計画では、平成 20 年度までに 526 戸を整備する目標になっています。この目標からすると、年間平均 53 世帯が整備をする計画になっているが、現在のところ、年間 3 分の 1 にも満たない状況です。住民の事業参加がばらばらでは、地域全体の環境整備がおくれるのは必至であります。補助制度の利用数が減少している状況を当局はどのように分析しているのか伺いたいと思います。

また、市民から、合併処理浄化槽の計画や設置について問い合わせや疑問点のほかに市民の意見などを集約し、それぞれの課題を分析し、柔軟に対応できるように手続の改善や施工基準の緩和を図っていくべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 10 番、下水道の汚泥処理計画について伺います。

日本では、ごみの排出量は、家庭ごみと産業廃棄物を合わせ年間 5 億トン以上に達していると言われております。しかも、毎年 7,000 万トンを超えるごみが日本列島に埋め立てられ、最終処分場はもうあとわずかしかないという深刻な事態となっています。

こうした危機から、県は、特に処理量がふえている下水道汚泥の処理計画の策定を始めています。県内の実態として、昨年度の下水汚泥量は、脱水処理後 3 万 5,385 トンで、前年度比で 1 割増加、このうち堆肥などに再利用されたのは 1 万 4,877 トンで全体の 42%で、そのほかは産業廃棄物として埋め立て処分されているとのことです。

寒河江市も、下水道汚泥は当初から埋め立て方式で処分を実施してきました。ところが、下水道の普及に伴い、平成 13 年度の下水汚泥量が年間 2,176 トンで、1 日平均 5.9 トンとなっています。また、平成 7 年度の対比では、汚泥量は年間 569 トン増加し、1 日平均では 1.5 トンもふえ続けています。そのために、汚泥処分や運搬業務委託料などの費用もかさんできています。また、汚泥量もふえていることで、埋立地の処分容量も残すところあと 7 年ほどでいっぱいになる予定と聞いております。

こうした中で、県では、下水道汚泥の有効利用を推進するために、県下水道汚泥処理総合計画の策定作業を進めています。新聞報道によると、その内容は、汚泥処理を広域的に行うために、庄内、最上、村山、置賜などに区域割りをして、汚泥処理基地化やリサイクルの方策を計画に盛り込んだ総合計画を今年度中に策定するとしています。

そこで伺います。現在、県の総合計画の立案のために市の担当者も参加していると聞いていますが、寒河江市の下水道汚泥処理について、具体的な方向性が全く示されないままに県と協議し計画書策定作業に参加していますが、県が示している4ブロック化による広域処理手法に本市も積極的に参加して、共同で汚泥処理を行う考えでいるのか、市長の見解を伺いたと思います。

また、独自で、寒河江地区クリーンセンターではし尿処理や合併浄化槽の汚泥を焼却処理しているが、新たに下水道汚泥を加え、共同で処理し、建設資材化や堆肥化などのリサイクル施設を整備する考えはないか伺いたと思います。

次に、通告番号11番、情報通信格差是正事業について伺います。

この問題については、昨年9月の定例市議会で携帯電話の受信障害地域の解消を図るための対策を求め、9月10日、一般質問を行いました。情報通信格差是正事業については、この場で改めて説明する必要もないと思いますので省略します。

これまで私は、田代・幸生地区などの住民の切実な声を受け、事態の緊急課題として格差是正の対策を求め、取り上げてきました。これに対して市長は、地域住民の声があるにもかかわらず、電気通信事業者が事業へ参画するための採算ベースなどの問題もあることなどから、整備事業の実施は極めて難しいと述べています。ただ、この中で、業者などに調査をしてもらうことはやぶさかでないとしています。

本来、携帯電話用アンテナなどの施設整備は、電気通信事業者である各社がやらなければならない事業であります。しかし、電気通信事業者が独自で設置が不可能な地域が多いことから、それを、国、県、市町村と事業者で負担を分け合って設置するのがこの事業の目的です。

私は、こうしたこれまでの議会答弁や行政機関の調査などを踏まえて、また、県交渉の中での経過と、急いで取り組むべきことについて伺います。

この間、私は、田代・幸生地区住民から寄せられた声にこたえるために、既にアンテナ設置を終えた朝日村や戸沢村に問い合わせを行ってきました。担当者は、事業の採択要件については多少困難なこともあったとしています。住民の声を反映させるために各分野からの資料収集を行い、また、事業者と協議を重ね解決してきたとのことでした。

この地区は、規模調査には、一つは、これ以上地域格差が生じることは過疎化がさらに進み、人口の減少に歯どめがかからなくなる。二つ目は、若者の定住人口の減少を抑えるために必要不可欠だ。三つ目は、集落に、学校などの公共施設のほか集落周辺に自然を求め、山菜、キノコの採取や溪流釣りなどの交流人口の増加、さらには自治体の総合計画の地域構想を掲げるなど、住民の強い要望と議会での対応などを報告するなど、きめ細かな対応をとったことで問題をクリアしてきたとしています。

さらに、事業者が示した居住人口1,000人以上などという数字的な問題は、お互いが整備事業をする上で協力関係を結んで解消を図ったということです。ちなみに、朝日村で設置したこの地区は134戸の集落であります。

当局は、事業者に対して伺いを立てるのではなく、積極的に住民の切実な声を訴え、行政のできる範囲を多少超えても協力する態度を示すべきです。

この格差是正事業の問題について、私たち日本共産党市議団は、先日、県情報企画課とこの問題で懇談をしてきました。この中で、県内の市町村がこの移動通信用アンテナの設置にかかわる手続の問題について問いただしました。これに対し、県総務部総合政策室情報企画課は、現在のところでは、事業者が参画することが事業採択の第一条件となっていると述べています。

このことについて自治体関係者からは、このままでは地域格差が解消しないなどの不満の声も出ていることは承知しているとしています。担当課として現在、可能な限り受信障害の解消を図るために方策を検討しているとしています。来年度に入っすぐに、事業者、自治体関係者の問題点を集約し、協議会の中で解決策を見

出していきたいと述べています。このことから、地区住民の声を緊急対策として要望を県や電気通信事業者に提出し、受信障害などの解消を図るべきだと考えますが、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁申しあげます。

まずは、下水道整備計画区域外の整備手法についてでございます。

寒河江市の下水道整備につきましては、昭和 58 年に本市として初めて公共下水道の供用が開始され、来年には 20 周年を迎えることになるわけでございます。平成 13 年度末の普及率は 53% であり、おおよそ 2 人に 1 人が下水道を使用しているということになりました。

さて、下水道の整備計画でございますが、生活水準の向上と水とのかかわりや水循環への関心が高まってきたことなどを受け、全市にわたる下水道整備が必要不可欠になったことから、平成 8 年の 9 月に本市の下水道整備の指針として寒河江市生活排水処理施設整備計画を策定したところでございます。御案内かと思えます。

一般的に下水道というものは、下水道法に定められているものと下水道法以外の下水道を総じて下水道と申しております。下水道法上のものとしては、知っていらっしゃると思いますが、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道などがあります。下水道法上以外の下水道としては、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、漁業集落排水施設などとなっております。

本市では、よりよい環境づくりが十分に行われること、できるだけ早く整備ができること、各地域の地形や特質を踏まえることなどの 11 項目にわたる視点に立ちながら、本市の下水道整備の手法を検討してきたところでございます。

その結果、田代及び幸生の両地区は、農業集落排水事業または合併処理浄化槽で整備を行うこととし、その他の地域については、下水道法上の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で行うとしたものが、寒河江市生活排水処理施設整備計画の概要でございます。

下水道整備は、上流から下流へ汚水を流す自然流下が原則でございます。したがって、汚水の処理施設である寒河江市浄化センターを、本市の東部で低位地にある日田地区に設置し、ここで全市の汚水を処理することにいたしました。

汚水管の整備につきましては、この処理場を核として下流部から上流部へと実施してきたところでございます。工事を実施する際には、全市を一挙に整備できるものではございませんので、計画を立て、事業の認可を受けなければなりません。この事業認可を受けるに当たっては、国土交通省の指導で市として整備が必要な箇所、優先度の高い箇所、財政状況などを考慮して、5 年ないし 7 年の期間に整備可能な区域を設定し、事業を実施してきており、これを繰り返しながら全市の下水道化に向け整備を行っているところでございます。

幸生・田代の両地区は、本市の北西部の端に位置しており、地形的にも整備の最後となるわけですから、寒河江市生活排水処理施設整備計画では、農業集落排水事業または合併処理浄化槽で取り組むこととしております。農業集落排水事業については農林水産省所管の事業であります。現在の状況では新規採択が極めて厳しい状況にあり、本市としても、農業集落排水事業での取り組みは、現段階では困難なことと考えております。

したがって、早い時期での下水道となりますと、平成 11 年 3 月に策定いたしました寒河江市生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽による生活排水処理の推進を図ってまいりたいと思っております。

それから、低地の地区についての対策という御質問でございます。

今申しあげましたように、下水道整備は、基本的に自然流下でございます。したがって、下流部から上流部へと事業を進めることが原則でございます。これまで、さまざまな地形実情を踏まえて幹線及び枝線の整備を進め、処理区域の拡大を図ってまいったところでございますが、河川をまたぐ場合など、どうしても汚水が流れない箇所につきましてはポンプアップで対応してまいりました。

今後、下水道の整備区域が広がっていく中で、道路よりも低いところに家屋が建っている地域も予想されま

すが、こうした箇所については、マンホールの中にグライNDERポンプを設置し対応するなど、より効果的な整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽の減少している現況、あるいはこの手続とか施工基準についての御質問がございました。合併処理浄化槽の設置に対する助成については、寒河江市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱を平成12年4月1日制定し、下水道認可区域外の整備が後年度になる地域というものを事業対象としまして平成12年度から事業を開始しておりまして、今年度までの利用者は67件でございます。

合併処理浄化槽の設置は、建築物の新設または改築に伴って個人の考えにより設置するものであり、浄化槽を設置する方が補助制度を活用するかどうかは個人の意向もあります。また、国の予算措置もあることから、制度の内容及び手続について、10月に市報による広報及び各戸にチラシを配布し、翌年度の合併処理浄化槽設置補助金の申し込みを受けて、国・県に対して予算措置をお願いしているところでございます。

制度の利用状況については、議員のお話のように少なくなってきました。御案内のように、国の経済が低迷している中で個人所得も伸び悩んでいる状況から、住宅の新築や改築などの件数も減少している状況であり、このような社会情勢等が影響しているのではないかと考えております。

それから、補助事業に関する手続とか施工基準のお話に対してでございますが、浄化槽の設置については、浄化槽法に基づき、浄化槽及びこれに附帯する施設が恒久的な施設として安定的かつ確実に処理効果を発揮するよう、施工に関する事項が定められております。

また、浄化槽の工事を行う業者については、都道府県知事の登録なり届け出が義務づけられており、営業所、工事現場には、浄化槽工事に関する知識及び技能を持った浄化槽設備士を置くことを義務づけ、浄化槽工事の適正な施工を確保し、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図る制度となっているものでございます。

設置後の維持管理につきましては、浄化槽法第7条に定められている法定検査とし、浄化槽を設置し使用を開始した6カ月から7カ月の間に、設置工事が適正に行われ、浄化槽が有効に働いているかどうかを確認するための検査、それから、浄化槽法第11条に定められている毎年1回の浄化槽の保守点検と清掃維持管理が適正に実施されているかどうかを判断するために行われる検査を受けなければなりません。

このように、浄化槽を設置する場合には、補助を受けているとか受けていないとかにかかわらず、きちんとした設置なり維持管理が求められているものでございます。

合併処理浄化槽の設置に対する助成については、国の補助を受けて実施しているものであり、今申しあげました内容等を確認していかなければなりません。補助事業としての手続や施工基準を緩和しろというふうなことはできないということでございます。

次に、汚泥処理計画についての御質問に申しあげます。

下水の汚泥処理総合計画は、年々増加する下水汚泥を、経済的かつ安定的に処理するとともに有効利用を促進するため、広域的かつ長期的な視点に立って都道府県が策定することになっております。それは、基本構想と基本計画からなっております。

基本構想は、県内の自然的・社会的条件などを考慮して、下水汚泥の処理や有効利用について一体的に行う汚泥処理地域の設定を行い、それぞれの地域における将来の汚泥処理と有効利用の方針を定めるものであり、基本計画は、基本構想で定めたそれぞれの汚泥処理地域について、広域処理や単独処理の区域割りを行うとともに、広域処理区域については、汚泥処理の基地となる処理場の位置と汚泥輸送及び処理のシステムなどを定めるものでございます。

山形県では、平成6年に山形県下水汚泥処理総合計画基本構想というものと山形県下水汚泥総合計画村山・最上地域基本計画、それから置賜・庄内地域概略基本計画というものを策定しました。これらに基づき、これまで広域下水道汚泥処理計画検討会を開催いたしまして、汚泥処理の地域割りや汚泥の有効利用及び処分の方針などを検討してまいりましたが、その間、汚泥量の増加、最終処分場の状況、再利用の状況などの変化によ

りまして基本計画の見直しの必要性が生じたことから、このたび、汚泥処理を広域的に進めるための区域割りや、汚泥処理の広域化の核となる汚泥処理基地の候補地選定、リサイクルの方策などについて見直し計画に織り込むための検討が行われるところでございます。

下水道汚泥の処分については、現在、県内では埋立処分が主流となっておりますが、将来的には、処分場に限界があることからリサイクルによる有効利用を一層推進していくことが必要になっております。このリサイクル方法としては、コンポストによる緑農地還元、いわゆる土壌改良材です。焼却灰によるセメントれんが等の原料、溶融スラグによる路盤材、埋め戻し材の利用などがあるわけですが、それぞれの方法について需要と供給の問題、施設建設やランニングコストなどの費用負担などの課題があるわけですが、

本市における下水汚泥の処分については、現在委託して埋立処分を行っており、当面は、この埋立方法になるものと考えております。しかし、将来を考えれば、全市下水道になった場合の汚泥量は、現在の約4倍の8,000トンと予測され、下水汚泥の再利用は避けて通れない課題であります。

いずれの方法を採用するにしましても、処理施設の建設や維持管理経費など多額の財政負担が必要となり、さらには、それぞれのリサイクル品の需要見込みと安定供給の確保など多くの課題があり、本市単独での処理は極めて厳しいと考えられるところでございます。

以上のことから、今後においては広域的な視点に立って、このたび県で進めております広域下水汚泥処理計画の内容や各市町村の動向、あるいは新たな処理方法の情報など、十分見きわめながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、この下水汚泥というものを西村山広域のクリーンセンターで処理できないかということであります。

下水汚泥をクリーンセンターの焼却施設で処理することにつきましては、平成9年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、産業廃棄物処理施設としての許可が不要となったことから制度的には可能と言えます。現在のクリーンセンターの焼却施設は全面的に改築を行い、平成12年に完成しておりますが、主に一般廃棄物を対象とした施設であり、仮に下水汚泥を処理することになれば、このための施設設備にさらに多額の費用を要することから、下水汚泥の処理については計画されなかった経過がございます。

また、仮に現施設を増設するにしましても、西村山広域行政事務組合の施設でありまして、組織するところの市町の調整が必要になってまいります。各市町の下水道の取り組みもそれぞれに異なり、また、発生汚泥の量なども大きな違いがあり、本市の汚泥量が大きなウエートを占めることが予想されるなどから、クリーンセンターの現施設での下水汚泥の処理は望めないものと考えております。

最後に、この情報通信格差是正事業の問題でございます。

この問題については、9月議会でも申しあげたとおりでございます。その中で、この事業の対象となる区域については、一つは、市町村役場及びその支所などの公共施設がある主要区域。二つには、産業経済上重要な地域。重要な地域とは、工業団地、産業団地、観光関連施設が相当程度集中している観光地などです。三つ目には、集落など一定以上の居住人口を有する区域となっていること。

この事業は、御案内のように電気通信事業者の参画が不可欠でございます。電気通信事業者は、施設設備の投資額、設置後の維持管理費など、採算ベースというものを計算した上で事業への参画を判断するため、居住人口がおおむね1,000人以上あれば採算ベースも見込まれるということから、事業に参画する可能性があるということなどについて申しあげたところでございました。

市でも、これまで電気通信事業者に足を運び、設置状況の調査や設置の見通しなどを調査してきているところでございます。

田代・幸生地区については、地域的な条件やカバーできるエリア、現在の居住人口や観光関連施設の観光客の入り込み数などの需要人口、N T Tの最寄りの交換局から鉄塔施設まで専用回線を敷設する経費及びこの事業で整備した施設の運用・保守などの費用、つまり維持管理経費等、さまざまな要素から判断し、事業として

成立するかを考慮した場合、田代・幸生地区の事業への参画は非常に難しい状況にあるとのことでございました。

議員のおっしゃられた朝日の南部地区でございますが、13年度に実施されたようでございますが、この地区は、当初要望の計画では343戸 1,300人の居住人口を有する地域であり、村役場の出張所、診療所の公共施設がある主要地域であるという大きな要件がございます。それで電気通信事業者が参画し、設置したものと聞いております。

この地域は険しい山が入り組んでいる地域であり、鉄塔を建設するための地形的な要因などから、公共施設を中心に大型鉄塔1基を設置しましたが、この鉄塔に設置したアンテナからカバーできるエリアが、139戸 500人の対象地域とならざるを得なかったとのことでございます。

また、電気通信事業者から聞いたところでは、東北地方において、1,000人程度の居住人口を持つ地域で携帯電話を使用できない地域はいまだ200カ所はあるということと、加えて、電気通信事業者の事業の主力が、現在の第2世代と言われるデジタル式の携帯電話から、第3世代の携帯電話と言われる同一周波数で多くの通話ができ、データ通信が現在よりスピードアップされるなど、高速、大容量で世界各地から受・発信可能な携帯電話の整備に積極的に設備投資しながら普及を進めようとしている状況にあり、移動通信用鉄塔施設整備事業に投資することはますます厳しくなってくるだろうと、かなり厳しい見方をしているようでございます。

このような状況下にありますますが、地域の方々の声を踏まえて、携帯電話の受信障害解消に向けて要望してまいりたいと考えております。ただ、今申しあげましたように、幸生・田代地区に移動通信用鉄塔を設置するには、非常に厳しい状況にあると思っております。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 どうも答弁ありがとうございました。

この田代・幸生地区の農業集落排水について、農林省の事業の採択が非常に難しいという今の市長の答弁でありましたけれども、実際にこれを具体化する検討はなされたのかどうか。採択要件だけの厳しさだけではちょっと納得できません。この辺について、現実に計画をした内容ですので、もう少し内部で調査をして、市長の答弁では、幸生・田代地区は最後になると言いましたけれども、公共下水道でなければ、農林省のこの事業であれば、今すぐ事業として起こしても何の支障もないんじゃないかなと思うんです。

ただ、この集落排水については非常に多額の金がかかるようになっております。排水計画の中では、この地域の集落排水について約 12 億円かかる予定になっておりますけれども、やっぱり個人的な負担を考えると相当な経費になっております。大体今の 1 世帯あたりを見ますと、やはり 566 万円ぐらい経費がかかるわけです。ですから、これも非常に採択としては難しいのかなと考えていますけれども、実際に早目にどっちの方式でやるのか結論を出してもらわないと、地域住民は、合併浄化槽を設置するにしても、判断が非常に難しいのではないかと考えております。

そしてまた、合併浄化槽でやっていくなれば、やはり公共下水道も一般会計からの繰り入れをやっておりますので、地域住民に対して特別な補助制度ぐらいは設けていかないと、幸生・田代地区の住民は、ちょっと不公平になるのではないかと私は思っておりますけれども、この辺について特別なかさ上げ、今の現段階の補助金にプラスするような形を検討すべきでないかと私も思いますけれども、これも市長の御見解をお聞きしたいと思えます。

今、朝日町では、これまで大谷地区で集落排水を整備してきた中で、朝日町も公共下水道では非常に整備が難しいというので、この大谷地区で農業集落排水にかかった費用を一般の合併浄化槽設置者に負担を上乗せして今補助制度をやっております。ですから、合併浄化槽を設置するに 1 基当たり大体 100 万円ぐらいかかるんですね。

そして、今寒河江市でこの合併浄化槽の補助事業をやっておるのは平均 43 万円ぐらいですね、6 人から 7 人槽で。ですから、大体工事費負担が寒河江市では 60 万円かかっているんですけども、朝日町の場合は、この大谷地区の農業集落排水にかかった費用を上乗せしてやっているものですから、大体 1 戸当たり 20 万円ぐらいで合併浄化槽が設置できるような制度になっています。そしてまた、それに上乗せして上の便器とかそういうのにも負担をして、なるべく地元の人が負担を出さないで生活環境の整備をするような状況に取り組んでおります。

ですから、寒河江市でも、この田代・幸生地区などについては、将来的にこの農業集落排水が難しい状況であれば、そういうことを今の段階で計画をすべきだと思います。この辺について市長の答弁をお願いしたいと思います。

あと、2 点目の公共下水道の周辺集落の整備が進むことでいろいろ問題が出てくるのではないかと一部の住民から話を聞きまして、これはやはり大きな問題ではないかなと思って今回取り上げたんですけども、ちょうど今、六供町 2 町会あたりに幹線を整備しようとしておりますけれども、あの寒河江高校から約 1 キロくらい高松の方に向かっている地域がありますけれども、あの辺がかなり幹線より低地にあります。ただ、この場所は、住宅が連檐していないんです。一戸一戸分散しているところもあるので、こういう状況が、これからやはり高松地区、あるいは特に市長の地元であります慈恩寺地区で、非常に大きな問題になるのではないかと考えております。

この辺をもう少し具体的に事前に調査して、やはりいろいろな方法も、さっき市長も答弁ありましたけれども、ポンプアップなどをやっていくと言っていますけれども、個人住宅に軒並みこうしたことをやっていくと、

相当な経費もかかるのではないかなと思います。

ですから、こういうのをもう少しきちっと方向性を定めて、やはり個別の住宅については別の手法でいくのも検討すべきでないかと思っておりますけれども、この対策について、ポンプアップで可能な限り実施していくといたしますけれども、最近の天童市のお話を引き出しますけれども、公共整備している中で、非常に今までは公共整備をやるという方針を出してきたんですけれども、周りの条件からいろいろ難しく公共の下水道整備ができなかった地域も出ていますと聞いております。こうした場合に、その地区の住民には合併処理浄化槽をしてもらうように市の方でお願いしたなどという話も聞いておりますので、こういう話もありますので、これから集落に入っていきますと、こういう問題が非常に大きい問題になってくると思いますので、ぜひこの辺も具体的に事前調査をして検討するように進めてもらいたいと思っております。

あと、3点目の合併浄化槽の補助制度の利用者についてのいろいろ取り組みなんですけれども、個人的な考えで余り関知できないような市長の答弁でしたけれども、実際これだけの制度ができていて、やっぱりこれは住民に周知して、やはりできるだけ環境整備をしていくのが本当の姿ではないかと私は思います。

現在、後年度になる白岩地区を見ますと、今、この合併浄化槽でなくて、大体半分がくみ取りなんです。そして幸生・田代地区ですと、大体7割がくみ取り式であります。そのほかに、単独浄化槽が設置されているのが主だと思っております。

最近になって、ここ数年ですけれども、この合併浄化槽が普及してきたんですけれども、やはりこれに切りかえたいという方もおります、実際。でも、やっぱり今の、市長も言っていましたけれども社会情勢が厳しいものだから、なかなかこれに踏み切れない状態です。

それで、できるだけこの補助制度を活用したいという住民の考えもありますけれども、制度上いろいろ手続もあるんですけれども、予算措置も、第1問で申しあげましたとおり、前年度に申し込んで翌年度に施行されるということでもありますけれども、これも朝日町では、この予算は前年度並みの予算をとって、そして次の年に事業をするような方策をとっております。

そうすると、やっぱり急に新築や改築、あるいはトイレの改造をする場合にも、ちょっと思いつきでやる人も多いところから、こうしたすぐに申し込んでこの制度を受けられる方式に、やはり制度を改善すべきでないかと私思いますけれども、多分ほかの自治体ではやっているの、この辺について、市長のやる気があればできるのではないかと私は思いますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

それと、この合併浄化槽の設置に関して緩和策というか、もう少し数字的な対策ばかりでなくていろいろできるんじゃないかという話で私もいろいろの間調べてきました。そうしたら、これも朝日町や上山市で設置基準を一部、最低基準でありますけれども、それを緩和しているような状況も聞いてまいりました。その中身は、結局この合併浄化槽を設置するに、荷重負担をどう判断するかで非常に工事費がかかるかからないの判断が大きいところなんです。

それで、朝日町の場合、上からの荷重が2トンと4トンの格差をつけています。これが2トンだと、ある程度強度を緩和することもできるんです、基準から見ると。やはり、合併浄化槽の上に負担がかからない家庭が数多くあります。実際に車庫ぐらいだと、大体車1台だと1トンちょっとぐらいなんです、荷重として。ですから、こういうのを2トンぐらいまで抑えて基準を緩和できるのではないかなと思うんです。こういう対策を朝日町とか上山市でもやっております。

ですから、この荷重の負担内容については、やはり設置者とあと施工者で話し合っ、これだけの荷重はここに車庫を、車を置くだけですとか、あるいはここに何も置かないからそう強度は必要ないとか、住民からの意見を聞いて設置して緩和しているような方向を持っております。

ですから、こういう対策も、やっぱり市としても考えてはどうかと思います。この2トンと4トンの設置する工事費の値段が、大体約10万円ぐらい違うそうです。そうすると、やっぱり100万円かかるところ90万

円が出るんですから、大体補助金をすると約 50 万円そこそこできるんですね、これを緩和しただけでも。だから、そういう検討をやっぱり寒河江市でもすべきではないかと思えますけれども、この辺についても市長の見解を伺いたいと思います。

あと、下水道の汚泥処理計画については、いろいろな経費の問題から、将来の考え方からいくと、やはり広域的に処理するのが私も一番いいのではないかと考えております。ですから、この辺の処理については、なるべく対策を、スピードを上げて実施してもらいたいなと考えております。

最後に、通信事業、携帯電話についてなんですけれども、市として要望を出していくような方向でいくという市長の答弁でしたけれども、やはり、こういう格差を受けて一番困っているのが山間部の地域住民なんです、正直。町場に住んでいる人は、普通であれば、こういう便利なところに住んでいるんですから余り必要では本来ないと思うんですけれども、幸生・田代地域では、特にやっぱり住宅が過密化していないとかいろいろな問題もあって、どうしてもこういう携帯電話があれば、いろいろな連絡のやりとりに、またそれぞれの問題を対処するに非常に効率的ではないかと私は思っているんです。

ですから、こういうのも積極的に、やっぱり過疎化対策の一つでもありますし、また、市でも葉山レクリエーション基地なんていうのもマスター計画にものっております。ですから、こういうのをやっぱり交流人口の増加なども含めて、いろいろと要望を出していく必要はあるのではないかと私は思います。この辺について、できるだけ設置計画を早く出してもらおうように要望して第 2 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この生活污水の処理の問題につきましては、これまでも、平成 8 年になるわけでございますけれどもごらんになったと思いますけれども、そういう整備計画書の概要書というふうなものを全市的に配付しておりますし、また、汚水処理基本計画というものをを出しているわけでございますので、ただ、前に出しておりましたからもうお忘れになった、あるいは記憶になかったというような方もあると思いますけれども、こういう考え方でまずはやっておるんだということを十分 PR はしておりますということを御理解いただきたいなと、このように思っております。

それで、この田代・幸生につきましては、こちらの方には農業集落のところに載っておりますが、幸生・田代地区をその位置づけとしているが、新規事業の採択に当たっては十分検討しなくてはならないと、これは非常に厳しいということが載っておるわけでございます、その裏には。そしてこちらの方には、生活排水処理施設整備計画の中では、田代・幸生地区については合併処理浄化槽設置事業ということで、その対象地域にもなっているんだと、こういうふうなことがはっきり出るところでございますので、その辺のところを十分御理解いただきたいものだなと、このように思っております。

それから、低地の対策としてのポンプアップというような対策は先ほど申しあげたとおりでございます、いろいろ検討していかなくてはならないなと、このように思っております。

それから、この合併処理浄化槽に対するの申し込みあるいは補助申請ということになりますと、先ほども答弁申しあげましたように、10 月の市報に載せて、そして翌年度についての枠を取りまとめて県・国の方に出してやるわけでございます、国・県の方も予算編成の段階、そういうことで事前に出さなくてはならないということでそのようなことをやっておるところでございますが、国もさることながら、県などは、この合併処理浄化槽に対するとおる所の補助というのが非常に削減されている。

したがって、枠なども非常に少なくなっている傾向に来ておるようでございますものですから、十分枠をとる予算的な補助がなされるようにと、そして、それが合併浄化槽の普及に大きく役立つようにと、こう願っておるところでございますけれども、こういう時世の中で非常に厳しくなりつつあるんだというふうなことも御理解いただきたいなと、このように思っております。

それから、情報通信の格差是正でございますが、前日もきょうも申しあげたとおり、事業者が参画しなければ、その気にならなければ、この事業というのはいかならないわけでございますが、議員などいろいろ要望しに行って話を聞いておるとお思いますけれども、非常に厳しいんだというような状況にあらうかと思っております。

ですけれども、要望を出さないことには、県の方から国に行ったり、そしてまた事業者の方に回っていくわけでございますけれども、結局は事業者が参画してこなければ、これはいかんともしがたい問題でございますから、その事業者が、非常に田代・幸生地区につきましては厳しい見方をしておるわけでございますから、それらも御承知おき願いたいなと、このように思っております。

それから、2 トン・4 トンの荷重の問題については、担当の方から申しあげたいと思います。

佐藤 清議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 お答えいたします。

浄化槽本体への荷重の件についてお答えします。

浄化槽本体については、当然として設置後、正常に稼働し、きちんとした管理ができるように設置するのは至極当たり前のことだと思っております。そのために、荷重のかかりぐあいによって私の方でもきちんと設置する際には指導してございます。

一つは、屋根からの落雪や自動車などの重量物の荷重がかかる場所に設置する場合、これについては、浄化槽本体の周囲にヒューム管の支柱を人槽に依りて必要本数を設置すること。この場合の支柱の鉄筋については、それぞれ落雪のみの場合は最低シングル筋だと。自動車の荷重がかかる場合はダブル筋を必要とする。重量物の荷重がかからない場所に設置する場合は、上下スラブには最低シングル筋の鉄筋コンクリートをする。マンホール、開口部には補助筋を入れること。

もう一つですけれども、建築物の基礎などのすぐそばに設置する場合、本来余り望ましい場所ではありませんけれども、どうしても敷地の関係で建築物の基礎等があるすぐそばに設置する場合については、鉄筋コンクリート擁壁を設けるなどの手だてをして、設置後の維持管理を適正にできるように指導して設置していただいております。

先ほど、「落雪」のところを「落雷」と申しあげましたけれども、「落雪のある場所」というふうに訂正させていただきます。失礼しました。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 幸生・田代地区の排水処理計画について、やはりこの時期になったら具体的に出して、きっちと方向性を定めてもらわないと地域住民は非常に困るのではないかなと思います。これが後年度になると言うけれども、実際いつになるのか。後年度という数字は、普通一般的に使うのは来年度あたりということではないのかなと。余り 10 年、20 年先を後年度と言っているものかどうか分からないんですけども、表現がね。この辺について、もう少し具体的にわかりやすい言葉で説明するのが本来の行政のやり方ではないかと思うんですけども、こちら、非常にやっぱり私は疑問に思っています。

ですから、この処理計画を、採択が難しいならきっちとやっぱりそれなりの対応を迅速にとるべきではないかと思えますけれども、市長のこの考え方をもう一回お聞きしたいと思えます。

あと、この合併浄化槽についての補助金の制度の中身についてですけども、各市町村のいい点を取り入れて、やはり割安な感覚でできるように方策をきっちと考えていくべきだと思います。これは、公共下水道が後年度になるからというので結局負担をしても、その後年度の内容が再来年度に来たりすれば二重投資になります、個人的には。この辺も、いつ来るのか、そして一般の家庭ではどういう計画をしているのか、やっぱり見きわめてやる必要があると思うんです。ただ、後年度来るからおまえら勝手にやりたい人やれみみたいな制度ではうまくないんじゃないかなと思います。周りの環境をよくするためにこういう努力をして制度を設けてあるはずなんです。

ですから、くみ取りとか、あと単独でやっている方を、できるだけ合併浄化槽に切りかえてこの環境を整備していくのが本来の姿であって、もう少しこの辺の考え方を住民にきっちとお知らせをして、やっぱり制度の整備をしていくべきでないかと私は思います。

あと、特に携帯電話の問題も、非常に厳しい状況は、私も県の担当者から聞いてきてわかります。しかし、要望も出ていないところに議論は立たないわけですから、県と事業者に対してきっちと要望を出して、それなりのやっぱり規模調書ですか、こういうのもきっちと出して精査してもらおうということもあります。

そして、県の担当者も言っていましたけれども、やはり実行にいろいろ問題点あれば、できるだけそれをカバーするような形の方策を、県とか自治体、事業者と精査して、できないところをだれがカバーするかとか、そういうのもやっぱりきっちと対策の一つとして県では考えていく方向性を出しております。

ですから、ぜひこれは積極的に要望を出して解決していくべき問題であるので、さらに計画を進めるような方向で検討していただきたいと思っております。

以上で第 3 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 汚水処理につきましては、先ほども申しあげましたように、こうはっきり出ております。これとあともう一冊にはっきり出ておりますから、合併処理浄化槽でいくんだと、対象区域なんですと、こうはっきり前から決まっておりますから、それを御理解いただきたいと、こう思います。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11 時 5 分といたします。

休 憩 午前 10 時 49 分

再 開 午前 11 時 05 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 まず最初に、図書館での行政資料の保存について伺います。

私が行政資料と言うのは、公文書と公文書でないもので公文書的な文書といいますが、そんなものを含んだと考えていただきたいと思います。

例えば、公文書で公文書的でないという文書は、西村山地域史研究会が発行している「西村山地域史の研究」という年 1 回発行する研究誌があります。そのような文書も指しているということです。これは贈呈本として図書館にあります。

このたび、その研究会が発足して 20 周年記念祝賀会がありました。このとき用いられた式次第とか出席者名簿とか、そういうものは研究会で保存していると思いますけれども、そういうふうな文書が数年たつと、貴重な文献として研究資料などに役立つと、そういうふうを考えました。

このことは、このたび六供町の公民館が発足して 30 周年を迎えました。そのとき記念誌を発行したわけですが、その資料集めに私も加わりました。そのとき、長年にわたるそういうふうな地域の文書の保存が非常に難しいものと痛感したわけですが、発足して間もない、二年間の間の資料がどうしても見つからない。そこで、中央公民館に、その設立当時の文書を提供した覚えがありましたので訪ねていったところが、そういうふうな文書は、もう二、三年で廃棄して、ずっとはとっておかないんだというお話でありましたので、非常にびっくりした覚えがあります。

そのとき思い出したのが、山形市などの公共図書館では、そういうふうな廃棄する文書を手まめに集めて、それを分析して、数年後地域の人たちに役に立つ文書であると思われるような文書を、系統的にずっと保存しているという話を聞いたことがあります。そこで、そういうふうなものがあればよかったんだなと思ったわけです。

そこで、公文書といいますが、公文書というのにその部類が入っているかどうか私はわかりませんが、例えば市道が開通すると、その開通したときの祝賀会とか開通式典とかそういうふうなもののときに、いろいろカラー刷りの資料とか、それからそのときお招きした来賓の名前とか、それから土地を提供してくれた名前とかいうものが資料としてほとんど添付されているわけですが、そういうふうなものを系統的に図書館で見れるようなシステムがあれば非常にいいなと思っているんですけれども、そういうふうな現状について教育委員長にお伺いいたします。

次に、小学校の学区の編成についてですが、私は、今まで青少年とのかかわりの機会が非常に多かったわけですが、そんな関係で、学区とか教育問題についていろいろ市民から聞かれる機会が多かったですけれども、特にこのたびは、幸生と田代小学校区が特認校として今度発足するわけですが、そんなことなども含めていろいろ意見とか、それから提言を聞く機会が多かったです。

それで、中部小学校ではだんだんと生徒数がふえてくる。そして、寒河江小学校ではだんだんと生徒数が少なくなってくると。寒河江小学校が中部小学校と分離するときに私もちょっとかかわったんですけれども、寒河江小学校に何でも古いものを残す、中部小学校には全部新しいものを持っていくということではなくて、学校の蔵書とか、それから備品とか、そういうふうなものを半分ずつしようということで、生徒数も平等になるようにということで半分に分けたわけです。

そこで、現在はどうなっているかというと、小学校の生徒数が極端にアンバランス化が進んでいると。そんなわけで、これから 33 人学級をずっと今度は 6 年生までするわけですので、中部小学校の教室が非常に足り

なくて問題になっているわけですが、そんなことも含めて、これから寒河江小学校区と、それから中部小学校区の学区の再編成をする必要があるのではないかと考えているわけです。

そこで、この前、そういうふうな問題が起きる前に教育委員会では手を打って、小学校区の再編成を市民に提示したわけですが、そのときは、編成区に当たる住民は非常に問題があるとか混乱を起こしたわけです。

また再度そのようなことが起きないように、スムーズに学区編成がうまく行って、そして、そこに学習する子供たちが、お互いに助け合っていくとか協調していくような地域の融和も図りながら分離をする必要があるのではないかと。その一つの手だてとして、問題点を早く市民に提示して、そして市民たちみずからが解決の方法を求められるような方策がないのかどうか検討しているか伺います。

それに伴って、また新しく中部小学校に編入されるのではなかろうかというような地域に新しく宅地造成をしようとしているわけですが、そんなことも含めて住民たちが非常に心配しているわけです。これに関しては、次に荒木議員も質問するようですが、そんなことも含めて、学区の再編成を早期に市民に提示して、市民みずからが解決できるような方策を教育委員会ではどう考えているのか伺って、第1問を終わります。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 図書館の役割について、行政資料の収集・保存についてお答えいたします。

公立図書館の基本的機能は、図書資料の提供を通して生涯学習を援助していくことにあります。市立図書館といたしましても、市民の学習活動が多様化・高度化している現状の中で、生涯学習の中核的役割を担っていくために、市民のニーズにこたえる資料の収集と提供に努めているところであります。

図書館の役割についてであります。図書館法第 3 条には、図書館の奉仕として、郷土資料や地方行政資料、図書・記録の収集に努め、市民にわかりやすい形で資料を提供することとしております。また、図書館資料について、図書館職員が十分な知識を持ち、調べ物、探し物のお手伝いをするリファレンスサービスも図書館としての重要な役割であると認識しているところであります。

現在、市立図書館には 10 万冊を超える図書資料があります。その中で、行政資料等も含めた郷土資料は 6,000 冊であり、そのうち本市に関係する資料は約 2,000 冊で、必要に応じて市民の郷土史研究や行政情報の調査等に幅広く利用していただいているところであります。特に、今年度から小中学校で総合学習が取り入れられたことにより、さくらんぼや寒河江まつり、地名の由来等について調べる郷土学習で図書資料を利用した学習活動が盛んに行われております。

御質問の行政資料の収集、保存、閲覧についてであります。郷土出版物はもとより、行政の計画や事業の実施報告、公的機関の刊行物等はマスコミや地域情報をもとに収集するほか、市役所を初め官公庁、関係機関等に提供を働きかけ、収集に努めているところであります。

また、個人やグループ、団体の発行する機関誌や記念誌等、自主的に寄贈をいただいたものも大切に保存しているところであります。

さらに、各町内会の資料や市内 58 分館の事業計画の資料、各種団体の資料等も数多くありますが、それらの資料は、それぞれ運営する上で貴重な記録であり、地域コミュニティの大切な歴史であると思っております。

したがいまして、各分館の総会資料等、保存を必要とするものについては、各地区公民館で収集し保存しております。あわせて、詳細な資料については、各地域や町内会、自治公民館、グループやサークルが独自に主体的な判断において保存、継承することが大切だと考えております。

現在、図書館で収集している資料には次のようなものがあります。郷土や地名、人名、歴史の参考書、2. 統計調査報告書、3. 各事業の計画書や報告書、4. 縣市町村史や教育史誌、5. 行政、観光、文化財等の資料、6. 地域の特色、地場産業の資料等、図書館において地域の基本情報を得るための不可欠な資料の収集を行っております。資料収集・保存するに当たっては、資料の公益性や継続性、保存の仕方を十分考慮に入れることが重要であると思っております。

図書館といたしましては、今後とも市民生活に密接なかかわりを持った資料や郷土資料、地方行政資料等の重要性を考慮しながら収集・保存に努めてまいります。

さらに、資料の閲覧や貸し出しについては、利用者の利便を図り、資料を調べたり探したりするときのリファレンスサービスを大切にするとともに、わかりやすい形で図書資料を提供できるよう分類整理に努めてまいります。

次に、小学校学区の再編成に関する御質問についてお答え申し上げます。

教育委員会では、小中学校通学区域に関する規則により、あらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しております。少子化が進む中であって、本市の児童生徒数は減少傾向にあります。ここ数年、大きな変化がなく推移しております。今のところ、教育委員会としては、直ちに小学校通学区域の再編成を行う考えはしていないところであります。

しかしながら、寒河江地区においては二つの小学校の児童数に大きな開きが出てきており、今後、さらに大規模な住宅団地造成事業が計画されていることや、県の少人数学級編制事業が実施されるなど、状況が大きく変わってきております。

一方、国においては、通学区域制度の運用に当たっては地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うなど、弾力的な方向性を打ち出してきております。これらの現状を踏まえ、当面は現在の通学区域は現状どおりとした上で、保護者が希望すれば、学校の適正規模など一定の条件のもとに学校選択を可能にするような通学区域の弾力的運用について、寒河江地区内二つの学校で実施していきたいと考えております。

また、来年度から、幸生・田代小学校において、自然に恵まれた小規模の小学校で教育を受けさせたいと希望する保護者に、通学区域外から転入学を特別に認めていく、いわゆる小規模特認校制度も新たに実施していくこととしております。

以上であります。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 率直に言って非常によい答弁で、質問をできるかどうかわからないんですけども、行政資料の収集ですけども、例えば、分館の資料のことを今申されましたけれども、各地区公民館でそういうふうな資料を収集していると言いましたけれども、私の望むところは、毎年事業計画書を担当する公民館に提出するわけですけども、例えば提出部数を 2 部にしてください。1 部は公民館に保存します。1 部は地区公民館に保存しておきます。図書館に保存したものは、ほぼ永久に保存しておきますよというような方策とかお知らせとか、市民から提供されている本もたくさんあると言います。それはもちろんですけども、今自分史が非常に盛んでありまして、もしそういうふうなものをつくったら図書館に最低 2 部は寄附してくださいよというようなことを市民にお知らせする必要があるのではないかと思います。それがなっているかどうか。

それから、行政資料は、私は山形市の図書館に行っているいろいろ聞いたときに、昔はわら半紙に議事録とかそういうふうなものを書いたわけですけども、もちろん町の議会の議事録とかは謄写版刷りで、それから昔で言う西洋紙、今で言うと酸性紙ということになるかもしれませんが、それは耐用年数が過ぎますとぼろぼろになってしまう。それを、中性紙に印刷しかえて保存しているんですという話を聞いたときがあります。そういうふうな手だてを寒河江市では、図書館で保存している議事録の保存の方法とか、そういうふうなものも気を使っているかどうか伺いたいと思います。

一般的に行政資料というと、事業が終了してしまうとその資料がほとんど散逸するのが私は常のような気がするんですけども、そういうふうな資料こそが数年後、寒河江市を振り返って見た場合に、非常に大切な考え方の基本になるものが残っているのではないかと考えるわけです。そんな意味で、行政資料の系統的な収集を心がけていただきたい。

これから研究してまいりたいと言いますけれども、そういうふうなことを行うには、やはりちゃんと専門的な知識を持った人が専門に当たらないと、なかなか系統的に、それから一つの年代別とか系統別とか、それから事業別とか、そういうふうなものをずっと収集するのは非常に難しいと思います。

数年前から寒河江市の図書館では、地方紙に載った新聞記事で、寒河江市に関連ある新聞の切り抜きの収集を行ってくれているわけですけども、そういうふうなものも年代別にずっと、日にち別にするのではなくて、ある程度これから項目別とか、そういうふうな分類の仕方もあると思いますけれども、そういうふうな方法で整理をするとか、それからマイクロフィルム化するとか、今マイクロフィルムとは言わないけれども、CD 化するとか、いろいろ方法はあると思いますけれども、そういうふうな方向にもこれから公共図書館としての役割がふえてくるのではないかと思いますので、ぜひとも専門的な知識を持った人を配置して、こういうふうな時代にこそこういうふうな仕事を私はつくってすべきでないかと考えますので、そういうふうなことも含めてひとつ御検討願いたいと思います。

それから、学区のことについてですけども、教育委員長が言われたように、ある程度親の希望で学校を選べるような方策をとりたいと。私はそれは大賛成でございますので、ぜひそういうふうなことをやっていただきたいと思います。それで、大体でいいですから、いつごろからそういうふうなことが行われるのか、その点を 1 点お伺いして第 2 問を終わります。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 寒河江市内の二つの小学校の弾力的な運用をいつからするのかというふうな御質問にお答えしますが、今のところ、来年度に周知徹底を図りながら 16 年度から実施したいというふうに教育委員会では検討しております。ただ、来年度からであっても、保護者がそういうふうなことを希望する場合には、2 年生からでは嫌だと、1 年生から入った方がいいというふうな御希望がある場合には、試行期間として来年度から何とか考えていきたいというふうなことで今検討しております。

以上です。

その他に関しては、教育長の方から御答弁いたします。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 行政資料等の収集・保存・閲覧について、基本的な考え方をちょっと申しあげたいと思います。

我々の生活、殊に地域の生活に密着している、そういう資料についての大切さという御提言は私も十分わかっております。また、それを利用するときの議員指摘の難しさ、これもごく最近、私個人的にも経験しておりますし、さらに今度はそういう資料をどう何を残すか何を残さないか、ちょっと語弊ありますけれども、そういう基準、判断の難しさもごく最近味わいました。やはり、基本的なもの、例えば記念誌だとか大きなイベントの計画、その反省等々の資料、こういったものはもちろん自治公民館の中でも残しておりますし、先ほど委員長からお答え申しあげたように、地区公民館等でも保存しております。

ただ、やはり町内会長さん、あるいは公民館館長さん、主事さんという方々の判断で、こういうものはやはり次の機会にきちっと残すべきだという、そういう判断が非常に大切なんじゃないかと。それがひいては地域の町会、あるいは地区公民館の充実発展につながるんじゃないかというふうに考えているところです。ぜひそういう形で地域の振興に公民館等々がかかわっていただきたいと心から念ずるものであります。

以上、基本的なことを申しあげて、具体的なことは担当課長の方からお答えさせます。

佐藤 清議長 社会教育課長。

斎藤健一社会教育課長 御質問の中で、図書館で扱っている具体的な保存の仕方ですが、正直、先ほど教育長からも答弁いたしましたように、大事なものはお預かりして保存していますが、その保存の年限等、ずっと継続して保存するかについては、やっぱりその資料の重要性を考えながら保存しておりますので、永久保存になっているものと途中で廃棄しているものとが確かにございます。あと、市の市史編さん室がでございますので、その編さん室で後年度、それが重要なものになるかの判断などを踏まえて資料を分類しながら収集・保存に努めているというのが現状でございます。

あと、マイクロフィルム、CD化につきましては、今後の検討かなというふうに考えます。

以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 私たちも、常々家庭の中でもそうですけれども、最初は、そんなものは捨ててもいいという、要らないものの方がずっと数が多くなっているんですけども、数年とっていてもう一度見直したときに、ああ、あの資料が要るんだっけというのが往々にしてあると思います。そんなことも注意しながら、専門的な知識を持った人たちが、そういうふうな分類に当たって保存していただくように検討していただきたいと思います。

第 3 問終わります。

川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 14 番、15 番について、 17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ質問いたしますので、市民の疑問や期待にこたえられる市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号 14、都市政策について、都市計画の課題についてお伺いいたします。

平成 14 年ことしに入ってから、4 回の市都市計画審議会が開催されました。2 月 12 日に開催された第 40 回市都市計画審議会では、幸生・田代を除く平場全域を都市計画区域に追加するという県決定の区域変更が諮問されました。

その際私は、一つには、工業団地やチェリークア・パーク用地などは、具体的造成事業に着手する段階で都市計画区域にすべきであり、もっと早い時期に見直しすべきであったこと。二つには、慈恩寺を風致地区として保全する立場から、マスタープランにも示されているとおり、慈恩寺裏山一帯も都市計画区域に含めるよう主張してきました。

4 月 11 日に開催された第 41 回市都市計画審議会には、市決定の用途地域の変更として工業団地、陵東中学校周辺地区、赤田地区、本楯・横道地区の 4 カ所の追加が諮問されました。この件についても、私は、この 4 カ所のほかに高速道路サービスエリアができ、本市の一大プロジェクトとしてもう既に電線の地中化、歩道消雪のロードヒーティング、上下水道整備などが進められ、J A の遊友館やホテルが建設されているチェリークア・パークも用途指定すべきであると主張してきました。しかし、当局は、現在の用途区域とクア・パークの間に優良な農地があり、連担していないためにできないと言われました。

7 月 10 日に開催された第 42 回市都市計画審議会には、皿沼地区の最上川河川敷に整備される最上川寒河江緑地用地を県決定の緑地に追加するということが諮問されました。

11 月 19 日に開催された第 43 回市都市計画審議会には、都市計画法施行令の一部改正に伴い、都市計画道路決定事項に車線数を追加するという県決定の都市計画道路の変更と、第 41 回都市計画審議会に諮られ拡大された用途地域、いわゆる工業団地、陵東中学校周辺地区、赤田地区、本楯・横道地区の用途地域の変更に伴い下水道排水区域の拡大、それに、都市計画決定手続の簡素化に伴い、下水道排除面積 1,000 ヘクタール未満の幹線管渠を削除するという市決定の都市計画下水道の変更の 2 件が諮問されました。

私は、今回の下水道区域の見直しは、都市計画区域が 2,100 ヘクタールから平場全域の 5,100 ヘクタールに拡大なったのに伴い、これまで都市計画区域外となっていた三泉地区で進められている特定環境保全公共下水道も都市計画区域内となるために、平成 8 年度に作成された全市下水道計画が市都市計画下水道に位置づけられるものと思っておりました。

ところが、諮問された下水道区域の変更内容は、追加された区域は用途地域が拡大された工業団地の 57.4 ヘクタールを含む 4 件の 72 ヘクタールと、宅地化が進んだところなど 27 件、41.4 ヘクタールと、チェリークア・パークの 59 ヘクタールを合わせた 172 ヘクタールから、当面宅地化が見込めない農振農用地 4 件の 5.4 ヘクタールが削除され、その差の 167 ヘクタールが既存の 1,055 ヘクタールに追加され、雨水・汚水ともに合計で 1,222 ヘクタールの排水区域面積となるものであります。そこで疑問が生じるのであります。

その一つは、新たに都市計画区域になったのに、その地域に計画されていた特定環境保全公共下水道が、寒河江市の都市計画下水道として位置づけされていないことであります。都市計画法第 11 条では、都市計画区域については、都市計画に次に掲げる施設に必要なものを定めるものとするとき、その施設には下水道が入っており、都市施設としての下水道には、公共下水道に限らず特定環境保全公共下水道を含むことは言うまで

もありません。

ところが、当局は、平成8年度に作成された寒河江市生活排水処理施設整備計画、いわゆる全市下水道計画について、計画ではなく将来の構想だとか計画の指針だとか、三泉地区の特環による下水道事業は都市計画法によるものではなく、下水道法に基づいて進めていると言われます。

確かに三泉地区での特環は、スタート時点では都市計画区域外でもあり、下水道法による進め方は当然のことと理解しています。しかし、平場全域が都市計画になった今もその考えでは、何のための都市計画区域の拡大だったのかとの疑問や、寒河江市生活排水処理施設計画に基づき、三泉地区で特環による下水道整備が行われているのに、前に述べたように、計画でないというのでは矛盾していると思うのであります。

二つ目の疑問は、今回の見直しで、チェリークア・パークがようやく下水道区域に追加されることになりました。しかし、民活エリアも含めて既に公共下水道整備が完了し、供用も開始されているのであります。常識的には、排水区域が決まり、同時に排水量が予測され、それに基づき計画を策定し、認可を得て整備されるものと思います。そういった手続面や受益者負担金の問題など、どのようになされているのか疑問であります。また、クア・パークエリアが用途指定されていないことから、都市計画税が賦課されていないのに都市計画の恩恵を大きく享受しています。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、都市計画区域が拡大された5,100ヘクタールのエリア全体について、都市計画としての下水道計画を策定すべきだと思います。あわせて、平成8年に策定された寒河江市生活排水処理施設整備計画の位置づけがどうなるのかお伺いいたします。

二つには、計画的に秩序ある開発を促すためにも、チェリークア・パークエリアの用途指定を行うべきと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、通告番号15、土木行政について、市道、側溝整備などのあり方についてお伺いいたします。

市民から、市道や側溝などの整備に関して、町会を通じて市に要望は出しているのだが、いつごろ整備されるのかわからないし、どういう基準で整備されるのかもわからないという声が多く寄せられます。実施計画で、都市計画道路事業や市道整備事業として整備されるものについては事業年度が示されていますが、臨時市道整備事業、舗装整備事業、側溝整備事業、用悪水路整備事業については特にわからないとされています。

箇所づけに対する市の説明は、現地調査し、予算の枠内で決定するもので、具体的には交通量、生活道路としての機能性や効率性、他の事業との関連など経済性、地権者の同意状況、危険性や緊急性の度合い、関係機関との協議状況などを踏まえて箇所づけしているとのこと。

これに対して市民は、役所の判断基準はそうかもしれないが、しかし地元としては、地権者の同意などの条件を整え5年も10年もたつのに、事業着手のめども示していただけないのでは困る、もっと早くしてほしい、箇所づけがわかりやすいものにしてほしいと言われます。

市長が言われるように、道路改良、側溝整備、舗装整備、用悪水路事業などは、市民が安全で快適な生活を営む上で身近な環境整備であり、地域に密着した事業として大きな役割を持っているという考えは私も同感であります。幾ら身近で重要な事業であっても、限りある財政の中で予算を組み、その予算の範囲で事業を進めるわけであります。

したがって、よりの確な予算を編成するために3年ローリングの実施計画が策定されているわけであります。先月示された平成15年度から17年度の実施計画を見ますと、臨時市道整備事業に毎年7,000万円ずつ、舗装整備事業にもそれぞれ4,000万円ずつ、側溝整備事業にも同じく8,000万円ずつ、そして用悪水路整備事業に2,200万円ずつそれぞれ計上されています。そこでお伺いいたします。

私は、市民生活に身近なこれらの整備については、地元の条件が整えば、原則として何年以内に整備するという目標を示すべきではないかと思うのであります。市長の御見解をお伺いいたします。

例えば、5年とか6年以内に整備をするという目標をつくるべきだと思います。そのためには、限りある財源の中でやられているわけで、予算が幾ら必要なのか、確保できるのか、全体の予算の配分の見直しを含め検討されるべきだと思うのであります。そのためには、住民が選択できる情報や資料を示すことが必要であります。特に、今日では、計画の段階から住民の意思が反映されることが求められています。そのような立場から、5点についてお伺いいたします。

第1点は、それぞれの事業ごとに市が整備必要と把握している箇所数、総延長、事業費の概算を示していただきたいと思います。そして、現在の計画で進んだ場合、整備が完了するのに何年かかると想定されているのかお伺いいたします。

2点目は、1点目の要整備箇所のうち、地元から要望が出されているものの件数、総延長、事業費についてお伺いいたします。

3点目として、地元から要望されているもののうち、地元の条件整備の整っている箇所の件数、総延長、事業費についてもあわせてお願いをいたします。

4点目として、各事業ごとに要望が出され未整備となっているもので、最も長く待たされているのはそれぞれ何年になるのかお伺いいたします。

5点目として、過去15年以内に議会請願あるいは陳情などで採択され、議会から当局に送られたものの件数とその後の処理状況について、整備済み、整備中、未整備に分けて、件数、経過年数についてお伺いいたしまして第1問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

都市政策、都市計画の問題についてでございます。内容といたしましては、下水道のようでございます。

まず、生活排水処理施設、いわゆる市の全市下水道整備計画というのと都市計画決定との関連についてのごとでございますが、質問の予告がありませんでしたので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

そして、私は、法令に従って適切な運用というようなものを施策に反映させておるところでございます。

予告された下水道関係では、2 問についてお答え申し上げます。

一つは、三泉を都市計画決定すべきではなかったかと、特定環境公共下水道の事業区域にと、そのこととでございます。

特定環境保全公共下水道事業補助金交付要綱では、特定環境保全公共下水道事業とは市街化区域(市街化区域が設定されていない都市計画区域にあっては、既成市街地及びその周辺)以外の区域における公共下水道の設置もしくは改築に関する事業で、水質を保全するために施行されるもの、または、公共下水道の整備により、生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるものをいうとなっております。

また、同要綱の採択基準にある採択の要件の一つとして、農業振興地域内において特定環境保全公共下水道を実施する場合にあっては、公共下水道または流域下水道に接続することにより一体的に行うことが効率的であることとなっております。つまり、用途地域外の地域である農業振興地域、農村集落において実施される公共下水道が特定環境保全公共下水道なわけでありませぬ。

以上のことを受け、本市における全市下水道の推進を図るため、農村集落部の下水道整備については、特定環境保全公共下水道事業を取り入れ、まず三泉地区から整備を始めたところとでございます。

下水道における都市計画決定につきましては、手続の円滑化を図るために、山形県通知により、下水道の都市計画決定は、原則として市街化区域等において行うとの方針が示されております。

したがって、下水道の都市計画決定は、用途地域とその周辺に限られることになり、特定環境保全公共下水道で整備を進めている三泉地区が都市計画区域になったとはいえ、都市計画決定の手続は必要がないということとでございます。

次に、チェリークア・パークを用途地域に指定すべきじゃなかったかと、こういう質問でございます。

本市の都市計画については、平成 9 年度に策定した都市計画マスタープランにより、本市の長期を見据えたあるべき都市づくりの具体的な将来ビジョンを明らかにし、都市構造、土地利用、都市施設の配置構想を定め、市の都市計画を誘導する指針として計画を進めているところとでございます。

そこで、都市計画を定める場となる都市計画区域について、市内全域の土地利用状況、地形等の自然的条件、開発動向を勘案し、国土利用計画、寒河江市計画と整合を図るとともに、県とも協議を行いながら見直しを進め、市内の幸生・田代地区を除く平場全域の拡大について、市の都市計画審議会に付議し、県都市計画審議会を経て、本年 5 月 7 日に 2,101 ヘクタールから 3,008 ヘクタールを拡大し、総面積 5,109 ヘクタールが県指定となったところとでございます。

また、用途地域の拡大についても、中央工業団地の拡張地や宅地造成が予定されている横道地区など 5 地区を、それぞれの地域に合った用途地域に本年 4 月に市都市計画審議会に付議し、県の同意を得て都市計画区域の指定と同日付で決定しているところとでございます。

チェリークア・パークを用途地域に指定すべきでないかとのお考えのようでございますが、未線引き都市計画における用途地域の設定については、線引き都市計画の市街化区域を設定する考え方を準用することになっ

ております。

国の都市計画運用指針の中で、市街化区域を設定する基本的な考え方として、既成市街地の周辺部を市街化区域に編入する基本的な要件として、既成市街地に連続していることとなっております。既成市街地に連続しなければならない理由は、積極的に市街化を促進する市街化区域が周辺部に点在することは、土地利用が虫食い状態に市街化されること、また農業サイドからは、優良農地が一体的に確保されなくなるなどによるものでございます。

御存じのように、クア・パークと落衣・美原町地内の用途地域との間には、優良農地としての農振農用地になっており、連続しない状況になっておりますし、現段階での用途指定は難しいと考えているところでございます。

次に、土木関係の質問がございました。

お答えいたします。

市道における道路改良事業や側溝整備事業、さらに舗装整備事業につきましては、市民の方々が安全で快適な生活を営む上で最も身近な環境整備で、地域に密着した事業であり、これまでも積極的に進めてきたところでございます。また、まちづくりの一環として、現在も重点化・効率化に留意しながら道路整備を進め、花・緑を含めた維持管理にも努め、よりよい道路空間を確保すべく鋭意努力しているところでございます。

これらのことは、日本全都市の暮らしやすさ、それから豊かさの成長度白書の中、これはダイヤモンド社で出している本でございますが、その中で本市が上位にランキングされているなど、高い評価をいただいております。

御質問は、市道側溝整備のあり方についてであります。以前にも同様の御質問があり、何回かお答えをしたと記憶しておりますが、要望があった市道の改良事業や側溝整備をよりよくしようと進めていくには、まず現地の調査を行います。要望箇所を確認し、現場状況から事業の必要度、難易度などを調べます。

道路改良事業の場合については、交通量や生活道路としての機能性や効率性、他事業関連とあわせた経済性、それから地域や地権者の同意と理解などを考慮いたしまして予算の枠内、当然でございますが、予算を見ながら事業を進めていることは、既に御案内のことかと思えます。

また、側溝整備事業においても、地域や地権者の同意と理解のほかに危険性や緊急性、効率性などが必要で、電柱移転の問題や境界の問題等も大きく影響いたしており、それらが解決したところから事業を進めているわけでございます。

事業をしている中で、新たに優先的に取り組まなければならない箇所が出てきて、必ずしも計画どおりの事業執行とはなりません。特に現在、公共事業において、14年度予算に対し国では公共3%、単独5%、県では公共単独とも10%の削減を実施しようとしているわけでございます。本市におきましても、この影響というものは出てくるわけでございますし、削減の方向というものをとらざるを得ないと考えているわけでございます。

このような状況で、これまでのような事業執行というものが困難と思われることから、現在出されている要望については、いつの時期に事業ができるのか、何年後にできるなどとは申しあげられないと考えているところでございます。

また、町会の役員がかわったりいたしますと、同じ内容の要望を何回も提出しなければならないというようなこともよく言われますが、事業箇所を決める場合には、市が必要とする箇所と要望されている箇所を調査して計画しておりますから、要望については保存もしておりますので、2回も3回も要望しなければ事業が進まないなどということはありません。

ただ、今申しあげましたように、このような時世でありますから、事業の着手や完了には時間がかかるということを御理解願いたいと思えます。必要な道路については、すべて何らかの対応をしております。ほとんど

手をかけてきていると、また、その後の維持管理についても行っているという観点で申しあげれば、未整備等の箇所はゼロで、ないと思っているところでございますが、さらによりよくしていこうとする箇所と言われれば、これは存在するかなと思っております。

それから、要望箇所の件数でございますが、道路改良事業につきましては 21 路線ありまして、延長が約 6,000 メートル、それから側溝整備につきましては、108 カ所で約 2 万 4,000 メートルぐらいあります。また、舗装整備につきましては、19 カ所で延長は約 5,400 メートルほどでございます。要望の中で、古いものでは 7 カ年経過しております。それから、議会の採択案件でございますけれども、平成 4 年度から 14 年度まででございますが、15 件の請願・陳情がありまして、12 件が採択、3 件が継続となっていると、このような状況でございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 私から申しあげます。

一般質問される議員の皆さんに申しあげます。

一般質問は通告制をとっております。通告している要旨に基づいて質問されるよう要請します。

川越議員。

川越孝男議員 1 問目の答弁をいただきましたので、2 問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、都市計画にかかわる下水道の関係でありますけれども、何か行き違いで、通告がなかったというふうなことでありました。それで、私との意思疎通が不十分であったのかなというふうにも思うんですが、皆さんも御承知のとおり、実施計画の説明の際にも、全市下水道の関係でどうなっているのかというようなことを聞き、そしてそのときは、所管課長から、構想的なものだというふうなこともありましたので、協議会の中でなくて別な場でお聞きをしますとあのときも申しあげておりました。

そして、打ち合わせの際も、都市計画区域が拡大になったわけですので、その中で、先ほど市長も言われましたように、平成 8 年度につくられたこれが、私も全市下水道計画だというふうに思うんです。それで、その関係についてもお尋ねしますということも 1 問目の打ち合わせの中でももちろん言っているんです。そして、今までは、町の中だけの都市計画区域の中で公共下水道が設定されておったわけですね。そしてことしになってから、平場全域が都市計画区域に拡大された。

そうした場合の下水道の位置づけ、これは、公共下水道であっても特環の下水道整備であっても都市計画法で言う都市施設に入るわけですので、その辺の関係を質問しますということも申しあげておったものですから、1 問目の最初の都市計画としての全市下水道整備をつくるべきでないかということと、この全市下水道の関係についてどういう関係なのかというふうなことは、私は打ち合わせの段階で、通告の段階からなっていたというふうに理解をしていたんです。それで、そういう行き違いが市長の方になっているようですので、後ほど 2 問目にお答えをいただきたいと思いますが、この関係についてはね。

それで、具体的に 2 問目に入らせていただきたいというふうに思います。

佐藤 清議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 1 6 分

再 開 午後 2 時 0 0 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋勝文議員。

高橋勝文議会運営委員会委員長 それでは、私の方から、ただいま議運を開催しました。その結果を報告申し上げます。

チェリークア・パークの用途指定につきまして、特定環境保全公共下水道を都市計画決定すべきではないかという二つの質問問題についての質問の通告を受けており、市長が通告を受けていないという生活排水処理施設整備計画の見直しにつきましては、通告を受けていないので答弁しなかったということを確認して、先ほど言った 、 、この2点につきましての一般質問をすることに議運で確認されました。

以上、報告を終わります。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 それでは、2 問目というか、中断前に引き続いて 2 問目に入らせていただきたいと思います。

それで、特環を、公共下水道としての都市計画に指定すべきでないかというふうなことを 1 問で申しあげました。それで、先ほどの 1 問の答弁もあったわけですが、なぜ特環を都市計画としての下水道計画に入れないのか、入れることについての障害やなんかあるのかどうなのか、理由をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

下水道に行ったり、あるいは県の方にも行っているいろいろ指導文書もいただきました。都計審なり、あるいは全協の中でも、県の指導や平成 6 年 6 月 7 日の全国都市計画主幹課長会議の考えを参考にして、特環を都市計画には入れていないんだというふうな説明もされています。

しかし、その通知を見ましても、そういう特環を都市計画に入れるか入れないかというのは、最終的には都市計画決定権者の判断にゆだねると、こういうふうになっているわけです。したがって、都市計画での下水道の計画というのは寒河江市決定なんです。したがって、市長が入れるか入れないかの判断権を持っているというふうなことであります。

したがって、先ほど 1 問目でも申しあげましたように、以前の都市計画区域の中での公共の下水道の部分は都市計画されていましたが、都市計画が拡大になったわけですから当然にして入れるべきでないかという、極めて当たり前の考えだというふうに私は思っているんです。したがって、入れるというと、こうこうこういうふうな不都合があるんですと、したがって入れないんですというふうな説明などがあれば、それは一つとしてわかります。

あと、そちらの方の計画の部分、触れて悪いと言われたからこれ以上言われたいだけども、そっちに計画ないみたいに今の状態になってしまうという、私非常に困るなというふうに思うし、一本化できないんだとすれば、公共の下水道計画と特環の下水道計画の二本立てにしなければならいんでないかなというふうにも思うんですが、そっちの方には計画ないなんて言ってみたり、あるいは午前中の松田さんへの答弁という、これが計画だというふうにも言われるし、ただ、これもやっぱり読んでみますと、最初に、「今後の下水道整備の指針としてここに寒河江市生活排水処理施設整備計画を策定したものです」というのがあるのよ。

またここを言うと、通告受けていないと言われるのかもしれないけれども、そういう意味でなくて、特環を都市計画に入れなければならいんでないかという意味でそこを触れざるを得ませんので、やっぱり二本立てにしても、寒河江市の下水道整備計画というやつをつくらなければ、特環の方は、計画なくて進んでいるんだなんていうふうにもなってしまいます。そこら辺の見解をお聞かせをいただきたいというふうに思いました。

まだ私議員になって最初のころ、建設常任委員会に所属したときがあるんです。そして、市道の編入の陳情や要望などが出されて話をしたときに、これは公式な場ではなかったわけですが、余りどんどん認定をしていくという、市道の整備率が、パーセンテージが下がると。だから、ある程度今抱えている未整備の道路を整備してから市道に編入していくという、こういうふうなことも必要なのだというような話も聞いたことがございます。

しかし、私は、この下水道についても、そういうふうなことで部分を大きくしたくないなというふうなことがあるのだとすれば、それはちょっと間違っているのではないかなというふうに思いますので、この辺についてもお聞かせをいただきたいし、あくまでも県や上部の指導というふうなことでなくて、この特環を入れるか入れないかというのは寒河江市の判断です。これは、法的にも指導を見てもすべてそういうふうになっているわけですから、市長にお尋ねをしているわけでありませう。

それから、チェリークア・パークの用途指定の関係でありますけれども、現段階では指定は難しいと。中ほどに優良な農地があるためというふうに言われております。

しかし、私1問でも申しあげたんですが、連担していないために都市計画の指定はできない。しかし、11月19日の都計審に、あそこを今度、下水道の受益地として指定したい、拡張したいというふうな話があるわけです。そこで、用途区域のときには連担していないからだめだ。下水道のとき、下水道というのは順々につないでいくわけですから離れているところもなってきたりしているわけです。そういうふうな問題があり、そして、あそこはいろんな1問にも申しあげたとおり、整備がされているわけです。したがって、さまざまな矛盾が出てきているし、もう下水道も入っているわけですね。

私も担当課に行って聞いてみますと、11月19日の都計審にかかって下水道のエリアにしたいというふうに諮問されたわけですが、そしてもう、きのう、おととい、あの場所が排水区域の決定を見たそうでもあります。12月9日付で都市計画法上の下水道のエリアになったそうですけれども、用途指定はちょっとになっていない。そして、下水道は平成10年11月30日に完成したそうです。12月31日に供用開始している。これはおかしいなというふうに思ったら、都市計画法で下水道の区域指定をしないで、下水道法で平成8年1月12日にもう既に認可を受けて工事をしたというふうなことだそうでもあります。

したがって、やっぱり用途指定もならないけれども、そっちだけがどんどん進んでいくと。そして、排水区域の告示が、その認可を受けた平成8年1月12日だそうでもあります。そして、受益者負担を徴収する賦課対象区域の告示が14年3月29日になされたそうです。そして、14年8月15日に賦課をしているそうでもあります。このように、用途区域に……。

佐藤 清議長 川越議員に申しあげます。

質問の要旨だけお願いします。

川越孝男議員 ちょっと前段……。

というふうなことだそうでもあります。

したがって、皆さんもおわかりだというふうに思うんですが、受益者負担をもらうには、賦課対象区域を告示をして、告示した日が基準日になるわけですが、条例では、この負担金の徴収については、寒河江市所有の場合には賦課できなくなっているんですけれども、そこに、中国パールに戻されたり、あるいは王将やいちらくで売買が不調になって寒河江市所有になっている土地などもあるんです。

したがって、これらについては、受益者負担金がどういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思うんです。もちろん都市計画区域の指定がありませんから、都市計画税がかかっていないのはそのとおりでありますけれども。

そしてまた、先ほど申しあげましたように、賦課対象区域の告示がことしの3月29日なんです。工事で上がったのが平成10年11月30日。下水道の供用開始したのが12年3月31日なんです。何でこんなに今まで受益者負担金を賦課する賦課対象区域の告示というものがおくれたんだかなというふうなことも非常に疑問であります。これらについては改めて、きょうはまた通告になっていないとかなんかというふうに、私はしているつもりなんです。なると悪いんで、改めて別の機会に当局の答弁を求めたいというふうに思いますが、そういう問題があるということをお聞きをいただきたいというふうに思います。(「静粛をお願いします」の声あり)

というふうなことで、そういうさまざまな問題が出ているために、用途指定をやはりすべきでないかということが私の申しあげていることなんです。そういうふうなことをしていくと、非常に格差が出てくるし、あそここの団地の中で、隣と値段の差も出てきたりというさまざまな問題が生じますので、1問でも申しあげましたように、秩序ある開発をするためにも、やはり用途指定というふうなことを検討していくべきでないのかと。用途指定の分と下水道の分で相矛盾することになっているわけですから、この辺についての見解を改めてお聞

かせをいただきたいと思います。

そのほかさまざまな問題については、先ほど議運の委員長からもありますので、別の機会に、より市民に疑問を持たれないように、公平な行政執行ができるように、さらに当局と意見交換をしたいというふうに思います。

以上で2問終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、後段の方の質問に答えてまいりたいと。

いわゆるクア・パークを用途地域に指定したというふうなことの根拠でございますが、これは、国の方の通知がちゃんと出ているわけございまして、いわゆる何遍も、1問でも答弁申しあげましたように、既成市街地の周辺部として市街化区域に編入する。ここは、市街化区域というのではないんですけれども、用途区域と読みかえていいと思いますが、編入する区域は、その中の一つとしては既成市街地に連続していると、こういうことでございます。これが条件でございます。

それから、連続していないところもあるわけでございます。例えば、山形のニュータウンのような場合でございますけれども、こういうふうな場合には、連続しないところの新市街地については、その規模がおおむね 50 ヘクタールあると、この場合は用途区域に指定しましょうと、こういうことでございます。はっきりしております。

次に、三泉の特定環境保全公共下水道でございますが、この考え方というのは、やはり生活環境の改善ということを図る必要があろうと。例えば農村地域に、あるいは市街地に近いところの周辺地域につきましても生活環境の改善、そういうことによりまして今までの従来の公共下水道と同じような効果を発揮していきたいと、こういう考え方からこの環境下水道に補助金交付要綱というようなものをつくっているわけございまして、その中には、いわゆる市街化区域以外の区域におけるこれこれもできるんだよと、こういうことを言っているわけございまして、また、別の補助の採択基準ということの中にも、公共下水道または流域下水道に接続することにより、一体的に行うことが効率的であるというものについては、特環を採択して補助の対象にしますと、こういうことを言っているわけございまして、その趣旨、それから採択の基準というのは以上のとおりでございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 なかなか私質問していることが何か通じないというか、採択基準やなんかは私も資料を県からもいただいたのでわかるんです。

三泉でやっている特定環境保全、これも市の都市計画の中の下水道計画というふうに位置づけすべきだというふうに私は思うんですが、しない理由。するとこういうふうな不都合があるんだと、だからしないんだというのだとわかるんです。それが示されないんですね。

都市計画区域が今までよりずっと広がったわけです。今までの都市計画の中に公共下水道があったんだけど、それに連担して今度特環のやつも、現に今もやっているんですけども、それを位置づけしなければならないんじゃないのと。しないとすれば、寒河江市の下水道計画というのは、公共の部分と特環の部分というふうに二本立てにしなければならなくなるんじゃないですかと。そういうふうな形で今後二本立てという形にしていくんですかということも聞いています。

そうすると、寒河江市全体の下水道計画面積というのは、公共の部分だけでなく特環も含めた下水道の計画面積というふうになってくるんじゃないかなというふうにも思うし、そこで、できない理由、しない理由、それは何なのか。

国や県では、それは市長の判断ですと、決定権者の判断なんですと。私たち市民という立場から見れば、下水道工事していながら、寒河江の従来の公共でやっていた部分は下水道計画になるけれども、それなら、そっちがなくなるのかというふうになるものだからそこを聞いたし、その部分のだめな、そういうふうに余り広がっていくとまた問題になるから、なぜ入れられないのかという入れられない理由を再度、さっきの 2 問目の答弁でもそこがわかりませんでしたので、採択の基準は、私も資料を県からもおもらいしているのでわかります。なぜしないのかということをお教えいただきたいんです。

終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何遍も答弁しておりますように、都市計画を決定しなくてもやれるんだということでございますから、そうしたならば、先ほど第 1 問でも答えましたように、市長としてならば、法の適正な運用の中で市民の幸せ、あるいは生活環境の改善ということに持っていくのが市長の算段だと、こういうことでございます。やれないと書いておりませんし、都市計画決定はしなくてもいいと、こういうことでございますからそのとおりやっていると、こういうことでございます。

内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 16 番について、18 番 内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、市民から寄せられました御意見をもとに、通告しております行政一般について市長に質問をいたします。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思えます。

初めに、寒河江市生活排水処理施設整備計画についてお尋ねをいたします。

本市では、今、平成 17 年度を目標年次として、第 4 次振興計画のもとでまちづくりが行われておりますが、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」とするキャッチフレーズが空文化することなく、実効性あるものになっているのかどうかを検証する意味も含めて質問をしたいと思います。

さて、本市では、先ほど来ありますとおり、平成 8 年 9 月、下水道事業の指針とすべく生活排水処理施設整備計画を策定し、さらに平成 11 年 3 月、生活排水処理基本計画をまとめ、生活排水対策としての基本的な方針としております。

しかし、この計画は長期的な計画であり、あくまで現段階における国の制度及び市の財政計画等を踏まえながら計画したものである。今後、社会経済情勢の変化等により計画が変更になる要素が多分に推測され、その都度柔軟に対応する必要があるとしていみじくも述べられておりますが、この段階で、早くも変更される地域があるやに聞いて、関係住民の期待が大きただけに私がかかりしているところであります。

そこで伺いますが、さきに、2 月ごろとされる公共下水道事業計画変更の認可申請の概要が建設常任委員会に示されたそうではありますが、私は、同委員会所属の委員だけでなく、議会人として当然知っておく必要があるというふうに思っておりますので、そこで、全体に説明をいただくよう全員協議会の中で求めたのでありますが、その考えはないということでありましたので、初めに、その概要についてお答え願いたいと思えます。

次に、同整備計画の内容についてお尋ねしたいというふうに思えます。

ここに来て、整備スケジュールについて市民の間にさまざまな見解が出てきております。私は、前の当局答弁から、特定環境保全公共下水道の整備順位のくだりは、巻末にある整備計画図と照らし青塗りになっている部分、つまり、14 年度以降着工で、合併浄化槽の補助対象にならない地域の認可申請は同時期と理解をしておりますが、どのように解すればよいのか、改めて市長の考え方を伺っておきたいと思えます。

次に、最上川の南側の流域についての計画についてお尋ねをいたします。

庁内で組織された助役を委員長とする同整備計画検討委員会は、平塩橋の污水管添架は可能と判断して報告し、議会等の説明でもそのことについて断言をしてきた経過があります。しかし、最近になって、市当局の間では、平塩橋の污水管添架に疑問視する声もあると聞いております。そこで、この方針に変更はないのか率直に伺いたいと思えます。

次に、用悪水路や排水路整備についてお尋ねをいたします。

こうした事業の要望については、財政的に厳しいことも手伝って、排水処理施設整備計画が策定されてからは、下水道の整備が進めば解決するし二重投資になるとして住民を説得してきたものが、私がかかわったものでも一つや二つではありません。そうしたことで、全市的に見ればかなりの数に上ると思われます。

そこで伺いますが、整備計画変更によって当初の計画より下水道の整備におくれを来す地域については、下水道の整備を待つことなく側溝整備など他の事業で整備を急ぐべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思えます。

次に、計画変更に伴う合併浄化槽の補助対象地域について変更はないのかお尋ねしながら、あわせて合併浄

化槽の耐用年数についても伺っておきたいと思います。

続いて、市民に開かれた市政運営についてお尋ねをいたします。

地方政治は住民のためにある、これは、地方行政の教科書ではありませんが、俗に言われていることであります。また、この理念を実現するための制度が民主主義であり、その民主主義は、選挙を通じて具体化されると考えられてきております。経済が右肩上がりに成長を遂げ、住民の望むよりよい生活というイメージがある程度共通をしていた時代には、選挙を通じた民主主義も、それなりの実効性を保っていたものと思いますが、現在のように経済成長が行き詰まり、その一方で住民の価値観や生活観が多様化している中では、もはや選挙という手段だけでは、その理念を実現することは不可能になってきているものと考えます。

さまざまな問題について住民の意見を吸い上げ、それを政治に反映させていかなければ、諸般の政策は住民から信頼を得ることができず、執行機関や議会が、幾ら民主的な正当性を主張したとしても、住民との意識の乖離は大きくなるだけだと考えます。国の政治もさることながら、住民の生活に密着している地方政治ではなおさらのことと思います。

近年、こうした状況を背景として、地方においては、国に先んじていろいろな改革がなされてきております。御承知のように、情報公開、パブリックコメントやオンブズマン制度などが代表的な例であると思います。政策評価制度なども政治に対する住民の信頼をつなぎとめるためのものと思います。そのほか、まちづくり条例、市民の声を生かす条例など、目詰まりを起こしている民主主義の現状を補正し、地方行政へ住民の参加を進めるための条例の制定も、全国至るところでなされて実践されてきております。質問項目としての開かれた市政運営も、これまでの既成概念にとらわれることなく、改革の提言として受けとめていただきたいと思います。

そこで伺いますが、市民の間に、市役所の4階は、各部屋にドアがついていて閉鎖的で大変入りにくく、主権者たる市民が一タノックをして入らなければならないなんて立場が逆立ちしているのではないかとする意見があります。これまで私は、そんなに気にもとめなかったのでありますが、言われてみればそれもうなずける話であって、ぜひオープンフロアにして入りやすくし、役所の構造から市民に開かれたものにすべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市民総合窓口の設置についてお尋ねをいたします。

以前に、同僚議員より同じような趣旨の質問がなされたように思いますが、改めてここで伺いたいと思います。

私も経験がありますが、市民が役所に来て、あるいは用件で電話をしてたらい回しにされたとの指摘があります。一般の市民には、役所は大変わかりにくいところで、余り行きたくないところと思われる節があるようであります。わかりにくく、しかもたらい回しされたのでは、それも無理からぬ話だと思えます。

それでは、総合窓口でなくて総合案内のようなものでいいのではないかとするお答えがあるかもしれませんが、私の意図しているものはそういうものではありません。

少し考え方を变えて、役所が市民を回すのではなく、職員が動くという発想のもとに、例えば市民の用件や課題が二つの課にまたがるようなものであれば、それぞれの担当者をその総合窓口と呼んで解決するための話を進める、そして、担当課に解決をゆだねたときは、最終的な回答はどうなっているのかを確認するなど、私は、こうした市民の目線で役所の組織や意識の改革を行ってサービスを充実すべきでないかと考えております。市長の御見解を伺いたいと思います。

また、市民には、国や県との業務の管理区分がなかなかわかりにくいので、どのような問題でも市が窓口になって解決してくれたらよいのとする意見があります。私たちにも、時折市民から、そこが国や県道であるにもかかわらず、街灯が切れているので何とかしてくれというような要請を受けることがあります。そのときは、それぞれの管理者にお願いをしますが、このように、住民には詳細な管理区分などはわからない方が大半ではないかと推察をいたしております。

私は本来、自治体というのは地方政府で、行政区域内の住民には一義的な責任があるのではないかと考えております。とすれば、役所が住民の意向を踏まえ、公共課題を解決する橋渡しをして国や県に伝え、そのことをむしろ積極的にフォローする必要があるのではないかと考えます。ある意味で、市民要望はまちづくりと深くかかわっており、そうした観点での組織や業務担当も常設すべきと思いますが、市長の所見を伺いたいと思います。

それから、前にも指摘をしましたが、事業の優先順位や予算の箇所づけが、市民には非常にわかりにくい現況にあります。これは、先ほど来あるとおりであります。市民の財政需要が多く、しかも財政がこのような厳しい中では、市民が納得するような方法をとるべきだということを再度強く申しあげたいと思います。

少なくとも事業が進展しない理由など、具体的にわかりやすく記して、要望書などとともに市民に開示して、誤解を招かないようにすべきであります。緊急を要するような課題等については、市民は理解を示すものと思っておりますし、加えて、ほかに問題がなく、単に予算の箇所づけを待っているものについては、市民が納得する公平で公正さがあってしかるべきものと考えます。

また、一定の物差しがなければ、恣意的なものがないと幾ら強弁しても、到底市民に理解されるはずがありません。そこで私は、例えば北海道のニセコ町で作成しております「もっと知りたいことしの仕事」のようなものについては検討に値するものと考えますが、改めて市長の見解を伺いたいと思います。

次に、議会の会議録検索システムの導入とインターネットによる会議録の開示についてお尋ねしたいと思います。

議会にも関することでありまして、既に要望もいたしておることではありますが、予算を伴いますので市長の考え方を伺っておきたいと思っております。

御承知のように、この検索システム導入によっての利便性は論をまたないものと思っております。また、今この準備を急がないとますます立ちおくれ、将来、さらに大きな予算措置が必要になることは火を見るよりも明らかであります。会議録検索システムを導入し、さらにインターネットを通じて市民に寒河江市政の最新情報を提供すべきと思いますが、市長の所見を伺いたいと思っております。

誠意ある答弁をお願いして、第1問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、公共下水道事業の変更認可内容についてでございます。

現在の認可計画については平成 14 年度で期間が満了となることから、引き続き下水道事業を推進するために、平成 13 年度、14 年度にわたり変更認可の準備を進めてきたところでございます。公共下水道事業でございますが、現在 924 ヘクタールの認可区域で事業を進めております。平成 14 年度末の整備率は、約 70%程度になるものと見込んでおります。こうした整備状況を見ながら、このたびの変更に当たりましては、寒河江市生活排水処理施設計画の整備指針に沿い、次のような点に留意しながら準備を進めてきたところでございます。

一つは、計画期間でございますが、優先度の高い地域から 5 年ないし 7 年の間に整備が可能な区域について計画することが望ましいとされておりますので、7 カ年としての計画をすることと。

二つには、現在の認可区域の残事業の整備というものは、平成 17 年度にはほぼ終了するものと見込み、まずは、この残事業の整備を優先する考えで進めておるということでございます。

それから三つ目には、下水道は自然流下でございます。下流から上流への整備となることから、拡大地域については、現在の整備区域を見て検討を行う必要があると、こういうことで、以上の 3 点を整理し、なおかつ各地域の状況等を勘案しながら検討してきたところでございます。

その結果、公共下水道事業で整備する区域として、用途地域変更に伴う拡大地区、二つ目には用途地域に隣接する地区、それから柴橋地区及び宝地区、最後に中央工業団地の一部、以上を新たに加えたものでございます。

次に、この特定環境保全公共下水道事業の区域でございますが、現在整備しております三泉地区につきましては、平成 17 年度にはほぼ終了する見込みでありますので、新たに高松地区の鹿島と八楯の一部を加えたものでございます。

高松地区については、寒河江市生活排水処理施設整備計画、いわゆる全市下水道計画では、公共下水道事業での整備が予定されておりますが、公共下水道事業と特環事業とを検討したところ、一つには、公共下水道事業よりも国庫補助の対象路線が多く取り入れられること、それから 2 番目には、寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別表にありますが、その規則によりまして、農地の場合、当該農地が宅地化されるまでは受益者負担金の徴収が猶予されること、それから 3 番目は、集落形態などにおいて、特定環境保全公共下水道事業の採択基準に合致することなどの理由によりまして、当地区の整備につきましては、特定環境保全公共下水道事業を選択したものでございます。

以上の結果、公共下水道事業につきましては、143 ヘクタールを追加いたしまして 1,067 ヘクタールに、特環事業につきましては、44 ヘクタール追加になりまして 93 ヘクタールに、合計で 187 ヘクタールが追加となり、変更後の事業認可面積は 1,160 ヘクタールとなるものでございます。

なお、このたびの変更認可につきましては、来年の 15 年の 1 月中旬に申請を行い、3 月初めころまでには認可を得る見込みでございます。

次に、この全市下水道計画、緑の本の中の 8 ページというのと、一番後ろに添付されておりますところの図面との関係をどのように理解すればということでございますが、本市の下水道について、地域の特性に応じた下水道整備を行い、全市下水道化を推進するための指針として、平成 8 年、今申しあげました寒河江市生活排水処理施設整備計画を策定したわけでございます。

この計画の 8 ページの整備スケジュールで示している特定環境保全公共下水道であります、本市で初めて

平成9年度に下水道法の事業認可を得まして、平成10年度から三泉地区において工事に着手して、そして昨年5月に一部供用開始を行ったところでございます。

現在の整備状況でございますけれども、整備率は御案内かと思えますけれども、整備された区域面積を事業認可面積で除したものでございます。この整備率は、平成14年度末で約43%になる見込みでございます。この特定環境保全公共下水道についても、認可期間が今年度で終了することから、平成15年度以降の変更認可についても引き続き三泉地区の残事業を優先して整備すべく計画をしたものでございます。

下水道整備というのは、何回も申しあげましたように自然流下が基本でございます。下流部から上流部へと工事を実施するのが原則でございます。特環事業につきましても、計画の8ページに記載しておりますとおり、三泉地区の整備のめどが立った時点で醍醐・白岩へと進むものでございます。

さらに、整備計画図との整合でございますが、整備計画図では、醍醐地区及び平塩地区が青色に塗られております。いずれも平成14年度以降の着手予定地域として同時期の着手を目標としております。

醍醐地区につきましては、三泉地区の進捗状況を見ながらの計画となり、また、平塩地区につきましては、計画の8ページに記載しておりますように、平塩橋の污水管添架などの計画に配慮という観点から今後の計画を検討してまいりたいと考えているところでございます。

したがって、8ページの記載内容に沿って図面に色染めをすれば、整備計画図のようになるということでございます。

以上なわけでございます。

それから、最上川の南側の地区の整備についてというような御質問がございました。

平塩・中郷地区の下水道整備なわけでございますが、このことについては、11年3月定例会の一般質問において議員が質問なりましたので答えたわけでございますが、この全市下水道計画に基づき特定環境保全公共下水道事業として計画し、整備を進めることについては現在も変わりございません。こう答弁しておるわけでございますが、流域の地形において、下流部低部にある平塩橋が污水を計画的に集めやすい箇所に当たること、最上川右岸の中郷地区、平塩地区の污水を集め、平塩橋で最上川を横断するルートの計画であります。

したがって、污水管を平塩橋に添架することになります。1級河川である最上川を横断することになりますと、河川管理者であります国土交通省との協議などの課題もありますし、さらに、現在の平塩橋は昭和35年に建設されたものと聞いておりますが、幅員が4メートルと狭く、車両の交互通行が容易でない現況にあります。また、橋の構造上にも課題がございます。これに新たに污水管を添架することになれば、これらの課題をクリアしなくてはなりません。こうした状況というものを一つ一つ解決しながら、平塩及び中郷地区の下水道整備について対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、今回計画しております下水道事業計画、これと合併浄化槽設置の補助対象区域の関係でございます。これにお答えいたします。

御案内のように、合併処理浄化槽設置整備事業というものは、国の合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱に定められた事業の対象地域である下水道法第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域、いわゆる事業認可区域以外の地域が対象となります。

平成8年に策定した、俗に言う全市下水道計画では、下水道整備計画は長期にわたることから、下水道整備が後年度になる整備地域については、合併処理浄化槽設置整備事業で補完することとし、補助制度を設け対応してきているところでございます。

この補助制度については、国の補助制度の中に、7年以上下水道整備が見込まれない地域への補助制度があることや、合併処理浄化槽の耐用年数などを勘案し、公費の二重投資を避けるため、おおそ7年後に下水道事業の認可区域として見込まれる区域については、この補助制度の対象区域から除いているものでございます。

今回の下水道事業の計画変更認可によりまして、合併処理浄化槽設置整備事業の補助対象区域の見直しを進

めているところであり、平塩地区・醍醐地区についても、この補助対象区域に加える方向で検討しておるところでございます。

次に、市民に開かれた市政運営についてお答えいたします。

まずは、庁舎4階のオープンフロアのことでございます。本市の庁舎は昭和42年に開庁されたわけですが、庁舎の設計段階での各階のフロア活用については、基本的な考え方は現在も変わっていないものと受けとめております。1階には議会関係を配置しており、議場は半地下となっております、設計者の考えとしては、恐らく市民が気軽に議会を傍聴されるようにと考えたのではないかと考えております。2階には、市民課、会計課を中心とした窓口部門を配置し、3階は、事業部門を中心にオープンフロアとした構造でございます。4階は、管理部門と各行政委員会が配置され、それぞれ、部屋という構造になっております。

私は、就任以来、行政機構のスリム化や市民にわかりやすい組織機構への再編など、行財政改革に伴う効率的な行政システムの構築のため、何度か組織機構の改革を行ってまいりました。

御質問の4階の各部屋は、ドアによりまして入りにくいとのことでございますが、4階は、各行政委員会と管理部門が配置されているため、壁で仕切るとかドアを設置したことは、設計者もその必要性を踏まえた設計とされており、私も同じ考えでございます。

要は、各部屋で執務する職員が、いかに市民との対応をするかということが問題であり、市民との対話の中で柔軟かつ迅速に対応がなされ、市民から快く思われる接遇対応をなすべきものと考えております。行政組織は、今後も行政課題の変化等に柔軟・迅速に対処すべきであると思うところでございますし、また、分権時代の地域の創造、地域の経営という観点からも、常に、機構の簡素・合理化に努めていかなければならないものと考えております。

次に、総合窓口といいますが、そういうものの考え方についてのお尋ねがございました。

私は、住民から、市役所に行ったとき、職員から迅速に気持ちよく対応していただいたことを何人からも聞いております。そして、それを喜んでいるところでございますが、議員からしては、たらい回しにされているケースもあるんだと、総合窓口を設置して対応をと、こういうふうな御意見でございますが、規模の大きい市役所では、玄関を入ると庁内の総合窓口として、庁内の案内というものをされているところが多く見受けられます。

本市規模の庁舎においては、そのために専任の職員を置くというよりも、聞かれたときは全職員が適切に迅速に対応することの方が、より効果的であると考えております。また、問われる内容が他の課の業務に関する場合にあっても、そこには居合わせた職員が迅速かつ適切に対応されることの方が、市民から見れば、新たに窓口を設置し、職員を配置して対応するより好意を得られるのではないかと考えております。全職員窓口と、こういう考え方で取り組んでおりますし、そのようにしてまいりたいと、こう思っております。

したがって、職員には、常に適切な適応力と柔軟性を持って住民に接するよう、職員研修を初め機会をとらえて申しあげておるところでございます。

それから、国・県とのフォローするところの新たな業務担当や組織をつくってはどうかと、国・県関係に伝えるところの組織を新たに、そういうことの御質問でございますが、現在もそれぞれの部署を通じまして、国・県との連絡を行っておりまして、特に支障のあるような実態はありません。このことから、国や県に連絡するための新たな担当や組織をつくるということは、行財政改革を推進し、効率的な組織が求められている今日、その必要性はないと考えております。

現在、寒河江市におきましては、職制なり、あるいは組織というものをまずは変えないというふうな考え方で取り組んでおります。そのことが市民の中にも定着しておるわけございまして、そうしますと、どの業務がどの課・係に行けば話が通じるのか、あるいは他団体、あるいは県に通じてくるなというようなこともわかってきてもらっておるのじゃなからうかなと、このように思っております。それにしましても、御提言の新

たな組織というふうなものは考えていないところでございます。

最後に、この予算の箇所づけ云々についての御質問がございました。

御案内のように、事業の箇所づけにつきましては、毎年3カ年間のローリング方式によりまして実施計画を策定しておりますが、その際、議会各会派を初め地域や各種団体からの要望を踏まえつつ、税金や交付税、国・県の補助など、財政状況を勘案し、事業を進めた場合の効果や緊急度、地域のバランスある発展などを総合的に判断して決定しているところでございます。

実施計画に掲載された事業につきましては、極力予算に反映させることにしておりますが、予算の編成に際しましては、確実な歳入見込み額を踏まえ、さらに事業の評価等を行い、予算の箇所づけを行っているところでございます。

そして、市民の代表である議員から、予算の審議を通して議決を得、事業を実施しているところでございます。

また、一般市民や町会長、区長、公民館連絡協議会、PTA、身障者福祉協会、農協など、あらゆる各種団体からの要望や市政ポスト、また「市長と語る会」や市長相談、各種団体からの要請による研修会など、いろいろな形で要望がなされますが、要望に対しては誠意を持って回答しておるところでございまして、また、それらの理由についてもお答えしておるところでございます。

もう一つございました。

会議録検索システムの導入とインターネットと、こういうことでございますが、行政事務のシステムというのは、住民サービスの向上、事務の効率化、行政運営の高度化などを目的に、コンピューターを中心にして電算化が実現されてきております。昨今では、パソコンの普及により、文書作成や情報処理はかなり効率化されてきておりますが、本市においては、まだ文書管理システムの導入には至っていないのが実態でございます。

現在、寒河江市情報化計画というものを策定中でございます。近い時期に成案する予定でございます。その中に、地域の情報化の推進策として、市民が得たい情報はすぐにアクセスできるよう検索システムの構築を行う予定でございますし、その中には、議会の会議録の検索システムも含まれるものでございます。

しかし、現在策定中の情報化計画の中では、当面は、証明書等の自動交付システムを構築するとともに、庁内LANを早急に整備いたしまして、あわせて財務会計システムというものの構築を図る予定としております。議会の会議録の電子化を含めたところの文書管理システム構築については、導入しなければならないシステムが数多い中で、今後の導入課題と、このように考えております。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 1 問目にお答えをいただきましてありがとうございました。

何点かに絞って 2 問にさせていただきたいというふうに思います。

最初に、生活排水処理施設整備計画についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、中でも、今回、合併浄化槽の補助対象区域の変更も検討しているというふうなことであります。

それで、そのことからお伺いをしたいというふうに思います。

例えば今お話しありましたように、大体 7 年ぐらいの計画がないところを対象にするというふうな話であったわけでありまして、それで、これから新たにそうした地区を設定した場合に、この寒河江市生活排水処理基本計画が 11 年の 3 月に既にできているわけでありまして、その間、既に住宅を着工したり、あるいは補助対象にならなかったけれども住宅を改修して合併浄化槽を設置したりしている家庭が、多分あるだろうというふうに思います。これは検討でありますからこれからどうなるかわかりませんが、今、市長が申しあげられたそうした地域について、新たにそういうことにするというふうになりますと、既にもう着工している方があるわけでありまして、そうしたところについての何か救済措置といいますが、そういうものは考えておられるのかどうか。でないと、計画変更になったからというだけでは、何といいますが、公平さを欠くのではないかなと、こういうふうに思いますので、そうしたところについて考え方があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、最上川の南側についてのお尋ねもしましたが、前の考え方とさほど変わっていないようにお聞きをしました。ちょっと後退したかなというふうに思いますのは、かつて検討委員会の委員長であった松村助役は、私が、今、市長が申されたように、どうも構造上、平塩橋に添架するのはちょっと大変なんじゃないかなというふうに考えておったものですから、「大丈夫なんですか」というふうにお尋ねしましたところ、「大丈夫ですよ、内藤さん」というふうに強く断言をされまして、私はそれで意を強くしたわけでありまして、権威ある庁内で組織された検討委員会の中で検討された結果、もしかしたら、何といいますが、前段のところに書いてありますけれども、コンサルタントにも基礎的な資料を委託をしたということでもありますから、そうしたところについても基礎的な資料をいただいているのかもわかりませんが、そういうふうに思っておったのでありますが、最近になって、どうもトーンダウンしてきたというふうになりますと、果たしてその検討委員会というのは何であったのかなというふうに思わざるを得ないといいますが、そんなに権威がなかったのかと、こういうふうに言わざるを得ないような状況にあるというふうに思います。

しかし、何といいますが、それを強く言って、かけたけれども壊れたなんていうんじゃないかと困りますし、これからさらに検討をしてといいますが、一つ一つ課題をクリアしてというふうな市長の答弁であります。積極的にそうした課題のクリアに挑戦をしていただきたいというふうに考えておりますし、検討委員会の報告書の 11 ページには、いわゆる既設橋梁の暫定添架が可能というふうになっているんです。暫定添架というのはどういうふうなことを言っているのかちょっと私もわかりませんが、新たな橋をかけるまでというふうなことなのか、だとすれば、そうした方策についてもいろいろな準備をしなければならない時期ではないかなというふうに思いますので、それについてもあわせてどういうふうなものなのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、開かれた市政運営についてお聞きをしました。例えば、市長から 4 階のフロアについてもお話しありましたが、設計者の意向というのは確かにあるというふうに思います。しかし、この市役所、建てられてからもう既にかかなりの時間が経過をしております。また、設計をされた時代とは、もうかなり何といいますが時代が変遷をして、今や分権の時代、市民参加の行政運営をしなければならないというふうな時代になっております。

したがって、そういう意味では、私の意向、考えも、というふうなことではありましたが、市長の考えがそう

ということであれば、なかなか改まらないというふうに思いますが、市長は、常に柔軟にとか、既成概念を打ち破ってとか打破してとか、こういうふうに言いますけれども、都合のいいところは、何と申しますか、言い方悪いんですが、常に心の中に秘めてがちり固められて、そのほかは、都合のよいときだけ既成概念を外して積極的に進めるなんていうことを言われているような気がしてならないわけでありまして、ぜひ、そうしたところにも積極的にやっぱり取り組むべきではないのかなというふうに申し上げたいというふうに思います。

それから、たらい回しの話を申しあげました。私がこういうふうに申しあげたら、市長は、私には迅速に対応していただいたというふうな話を何人からもいただいた、こういうふうに、私があるいはうそを言っているような形で私のこの指摘を否定をなさったわけでありまして、市長の自画自賛はそれでいいというふうに思いますが、こうした指摘が実際あるということをやっぱり真剣に受けとめるべきではないのかなと、こういうふうに思います。

そして、そういうことがあれば、当然直すことは当たり前のことでありますけれども、むしろ、こうした意見に耳を傾ける、こういうふうなやっぱり、市政運営の必要性を私は率直に思う次第であります。

ぜひ、私は議員であるから申しあげるわけじゃありませんが、住民からのそうした意見も、あるいは市長も聞いているかもしれません。したがって、そうしたところにも率直に耳を傾けていただきたいというふうに思います。するかしないかは市長の判断でありますから、そこまでは再度というふうにここでは申しあげませんが、ぜひ、そのことも御認識をいただきたいというふうに思います。

それにつけ加えて申しあげますが、その関係で、何も新たな人をそこに常設をしてというふうに私思っているわけではありません。兼任の課長でもいいというふうに思います。一番近いところではとってはなんです。例えば、失礼ですが市民課長がその任を兼任をすとか、そういうふうな方法もあるわけでありまして、市民課長はそれぞれ忙しい仕事も持っているというふうに思いますけれども、そうしたところにもやっぱり心を砕くといえますか、そうした考え方も必要なのではないかなと、こういうふうに思っているところであります。

それからもう一つ、国や県との管理区分の関係で、これは全く市長とは私、考え方が違うのかなと、こういうふうに思っておりますが、先ほど申しあげましたので繰り返すことになりましてけれども、市民の生活にかかわることというのは、やっぱり私はこの役所、市役所が第一義的には責任があるというふうに思っております。

国や県にそれぞれの業務があるし、それぞれの責任があるというふうに、市長は多分言われるだろうというふうに思いますが、しかし、それで、だからいいんだというんでなくて、常に市役所あるいは市民との生活環境を改善する、あるいは向上を図っていく、あるいは公共性のものを市民とともにつくっていくというふうなときには、市民を巻き込んだ形での、何と申しますか市民参加のものが必要になってくるわけでありまして、そうした問題についても、やっぱり橋渡しをするような、これも、何も常設といってもそれだけの専門職員を配置するというふうなことでなくして、別に兼任で構わないと、こういうふうに思うんです。ぜひ御検討の上、御見解があれば承りたいというふうに思います。

それから、会議録の検索システムについては、課題として考えているというふうなことであります。繰り返しますが、これが遅くなると、なかなか財政的に厳しいということだろうというふうには思いますが、必要性は認めるが財政的に厳しいということだろうというふうには思いますが、おくれればおくれるほど、やっぱり難儀になってくるというふうなことが背景にありますので、ぜひ早急に立ち上げることができるように御配慮いただきたいと、こういうふうに考えておるところであります。

以上2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 合併浄化槽の区域の拡大、対象とできるところの区域の拡大というふうなことを検討したいと申しあげました。そうしますと、これまで合併浄化槽はだめなんだと、補助ももらえないんだというふうなことでお家を建てた人、こういうふうなことについてをどうするかというふうな御質問でございますけれども、その辺は実際あるのかどうか本当にわかりませんが、合併浄化槽の補助ということになりますと、国なり県なりに申請して、そしてきのうも答弁申しあげたところでございますけれども、事前に要望者を取りまとめてつないでいくと、こういうふうなシステムになっておるものですから、過去の方にはどうするかというふうなことにつきましては、検討させていただきたいと、このように思っております。

それから、平塩橋が後退したのではないかと、こういうふうな話でございますが、同じく 11 年の 3 月の議事録を見て、そして今回も答弁しておるわけでございますが、後退したとは思っておりません。同じような考え方が出ないと、こういうふうな思っております。

前の助役がどのように申しあげましたかわかりませんが、やっぱり国土交通省との協議とか、あるいは県の企業局の管理する水環境がそばにあるわけでございますので、これをどのように考えるかとか、あるいはつけかえ工事に係るところの経費というものをどうするか、あるいは補助金が出てくるのか出ないのかというふうなことも十分に検討しなくてはなりません。

そういうことで、まだ、平塩・中郷につきましては事業認可区域に入っていないわけでございますけれども、これぐらいなことはやっぱり検討しておかなくてはならないことだろうと、このように思っております。

それから、暫定添架も可能だというふうなことでございますが、この辺なんですよ。橋をかけることが非常に難しい、また添架することが強度的にも、あるいは経費的にも何も非常に厳しいと、こういう結論が出るとしたらどうするかと。それに代替するような考え方が出ないかどうかと。この辺は、勉強・研究の余地だろうと、こう思っております。そんなことで検討しようと、このように思っております。

それから、市民に開かれた行政の中での 4 階フロアのことでございますけれども、私も何も、設計者黒川紀章さんの方を踏襲しなくてはならないと、こういう気持ちはございませんが、やはり管理部門やら行政委員会が 4 階にまとめておいて、そうそう一般の市民が入りにくいというようなことは余り感じないところだろうと、こう思っておりますし、そしてまた、しょっちゅう窓などあけっ放しでございまして、うちの市長室、助役室に入るところなどあけっ放しでございまして、いずれも入れるような格好をしておるわけでございますから、それで、どこかの知事さんみたいにオープンにしないとだめなんだと、こういうふうな格好は何もつける必要はないのじゃないかなと。

かえって、中ですぐに十分対応できるのではないかなと、こう思っておりますが、またそれを取り壊すということになれば、42 年ころ建築したものでございますから、今、建てかえ建てかえときのうも言われた建物でございますから、これにこの際、経費をつぎ込むというふうなことは、それこそいかなものかなと、このように思っております。

それから、たらい回しのことでございますけれども、うちの職員で、あっちだ、今度そっちに行くとか向こうだというふうなことは私はないと思っております。あるとすれば、大変申しわけないことをしたなと思っておりますが、やはり親切に、「私のところではございません。あそこでございますよ」と、こういうふうなお話を申しあげるといことはあろうかと思っておりますけれども、それがたらい回しにしたというふうなことで受け取られたとするならば、職員の教育が足りない、こう思っておりますが、私が見ている限りでは、職員は、大体あの辺ですとか、あそこですよと、一緒に連れて行くのが私の職員だなど、このように思っておりますが、なお一層徹底してそういうことのないように、そしてスムーズに市民の希望するところ、あるいは要望するところが通ずるようにと、こう思っております。

それから、総合窓口でございますが、先ほど答弁申しあげましたように、やはり特に全部のものをそこに設けるよりも、やっぱり大体はあそこで取り扱っている、あそこでだれがやっているというふうなことは市民も非常にわかってきたと、このように思っております。

そういうことで、先ほど質問でも申しあげましたとおり、余り名前を変えていないのでございまして、新しく最近出たのは、この10月からの花・緑・せせらぎ推進課だけでございまして、これはどなたでもわかりますから、すぐあつとわかるわけでございます。それ以外につきましては、課の名称なども、ほかから見れば大分使い古した名称だなというふうにおっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、その方が市民に定着してきてかえってわかりやすいんじゃないかなと、このように思っております。

それから、国・県あたりの橋渡しでございますけれども、やっぱりこれは1カ所にまとめましても、この方が全部国・県に橋渡しができるとか、あるいはそういう窓口を知っているというふうなことは、まず寒河江の場合であっても私は難しいなと、こう思っております。やっぱりそれぞれの課というもので、国なり県なりのつながりというものが出てくるのでございまして、1カ所にまとめて、今度、それこそ原課に聞いて、担当課に聞いて、そして答えるとかというように結局はなるんだろうと思っております。やはり、現在の組織をうまく生かして、人と人のつながりというものをより密接なものにして持っていくということが必要だろうと、このように思っております。

あとは、コンピューターの検索関係は、先ほど申しあげましたように、まだまだ財務会計とか、あるいはこの庁内のインターといいますか、こととかいろいろあるわけでございますし、それらをやってからでないという方面には進めないのではないかと、このように思っております。

以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 なかなか次に質問することが難しいような答弁でありました。ああ言えばこう言うでなかなか大変であります。それで、合併浄化槽の区域の拡大については、そうした救済策ができるのかどうか検討をしたいというふうなことでありました。そうした法律上、問題があるのかどうか私もわかりませんし、ぜひ、そうしたところについて具体的にお調べをいただきたいというふうに思いますが、ただ、できるだけこうした市民の不公平感をなくすというふうなことから、国や県とのかかわりのない、例えば市の部分でそうしたことができないかということも、やっぱりぜひ検討すべきだというふうに思うんです。

例えば、市民税等で減税をなんていうふうなこともできるかどうかわかりませんが、例えば国や県とのかかわりで、前段の部分でさかのぼってできないというふうなことであれば、そうしたこともやっぱり検討をしていくべきではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討の際には、そのことなどについても検討を加えていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、いわゆる検討委員会の報告書でなされました既設橋への暫定添架についてもお話しございました。確かに、橋のかけかえなんていうのは大変なことでもありますし、また、それにかわる措置といいますか方法も、いろいろ検討しなくちゃいかんというふうなことでありました。それはそれで私もわかりませんが、そんなにいっぱいそれにかわる方法というのではないというふうに思うんです。

あそこの場所を通すとすれば、あそこの橋がだめだというふうになれば、橋を新しくかけかえするか、あるいは川の中を通すといいますか、ちょっと具体的にどういふうな名称かわかりませんが、川の下の中を掘ってそこに通すというふうな方法もあるそうでありますから、その部分についてこだわるとすれば、私は二つしかないというふうに思うんですね。でなければ、あとは下流部に持っていく、こういうふうなことだろうというふうに思います。

つまり、首かしげていらっしゃいますので申し上げますが、高瀬大橋に持っていくというふうな方法しかないだろうというふうに思います。それだって今、家屋が、先ほど来話になっていきますとおり連檐しているわけでありませぬから、大変財政支出が大きくなるというふうに思いますし、いろんな難しい課題があるというふうに思います。

したがって、平塩橋の地域にというふうにすれば、川の下を通すか上にかけるかどっちかしかないということでもありますから、いずれにしても、取り急ぎ検討をお願いをしたいというふうに思っています。

それから、4階は、あけっ放しなんかが多くて入りにくいなんていうことはないんだと市長は言われたわけですが、そうした私どもの指摘に対しては、常にそうやってやっぱり違うんだ、そうでないんだと言うわけですが、これは、中に来ている市民がそういうふうに使われているわけでありませぬから、中に入っている人はそんなに感じないというふうに思います。外から中に入る人が非常に閉鎖的だと、こういうふうに使われているわけでありませぬから、私もそんなことを思わなかったんです。ずっとやっぱりなれがあったのかもわかりませぬが、役所というのはこんなもんだろうというふうに思っていましたので、常にそのことを気にとめておりませぬでした。

しかし、やっぱりこれからの役所というのは違うんじゃないかと、こういうふうに言われましたときに、なるほどそれもそうだなと。どこかの知事さんのまねをして言っているわけでありませぬけれども、そういうふう率直に市民の方から御指摘をいただきましたので、そうした心情もぜひお酌み取りをいただいて、入りにくいなんていうことはないんだなんていうことは決してないということをお願いしておきたいというふうに思います。それは答弁は要りませぬ。

以上申し上げて終わります。

平成 14 年 12 月第 4 回定例会

散 会 午後 3 時 3 0 分

佐藤 清議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。